

第四十六回 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

昭和三十三年三月三十日(月曜日)

午前十一時五十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君  
理事 柴田 栄君  
西川甚五郎君  
成瀬 幡治君  
渋谷 邦彦君  
天田 勝正君

委員

大竹平八郎君  
岡崎 真一君  
川野 三曉君  
栗原 祐幸君  
佐野 廣君  
田中 茂穂君  
津島 壽一君  
林屋亀次郎君  
日高 広為君  
堀 末治君  
柴谷 要君  
木村禰八郎君  
野々山一三君  
鈴木 市藏君

國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

政府委員

北海道開発 井川 伊平君  
大蔵政務次官 齋藤 邦吉君  
大蔵大臣官房長 谷村 裕君  
大蔵省主計 中尾 博之君  
計局次長 相澤 英之君  
局法規課長

第五部

大蔵委員会會議録第二十三号

昭和三十三年三月三十日

【参議院】

大蔵省主税局長 泉 美之松君

大蔵省関税局長 佐々木庸一君

大蔵省銀行局長 高橋 俊英君

国税庁長官 木村 秀弘君

文部政務次官 八木 徹雄君

文部大臣官 安嶋 彌君

房会計課長 齋藤 誠君

食糧庁長官 齋藤 誠君

運輸省自 木村 陸男君

動車局長

事務局側 坂入長太郎君

常任委員 会専門員

説明員 農林省畜産局 田中 慶二君

流通飼料課長 食糧庁経理部長 亀田喜美治君

参考人 北海道東北開 北島 武雄君

発公庫総裁 北海道東北開 亀井 茲建君

発公庫副総裁 北海道東北開 勝原 啓君

発公庫理事 日本開発 平田敬一郎君

銀行総裁 日本開発 大島 寛一君

銀行理事 日本開発 市田 慎藏君

銀行理事 市田 慎藏君

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

(内閣提出、衆議院送付)

○とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自動車検査登録特別会計法(内閣提出、衆議院送付)

○国立学校特別会計法(内閣提出、衆議院送付)

○日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、相続税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、自動車検査登録特別会計法、国立学校特別会計法、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、「地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めの件」、以上十四件を一括議題とし、前回は続行いたします。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○木村禰八郎君 時間の制約もござい

ますから、大蔵大臣に一点お伺いいた

します。それは何回も私は質問したの

ですが、まだはつきり了解できない点

があるのです。それは、非常にこだわ

るようですが、租税負担率の問題で

す。それで、この前に予算委員会で、

政府の所得増進計画はこれは死んだの

ではない、なくなっているのではな

い、いわゆる今後の政府の経済政策も

所得増進計画の線に沿うてやっています、ただ高度経済成長政策は、三十九

年九%、これは今年で終わりで、その

ういう御答弁を得たわけです。しか

し、所得増進計画自体は生きています

であって、その線に沿うていくという

ことでございします。その点、もう一度

確認しておきたいのです。大蔵大臣は

今後の財政金融政策はやはり所得増進

計画の線に沿うてやっていますか、と

改正する法律案、揮発油税法及び地方

道路税法の一部を改正する法律案、関

税定率法等の一部を改正する法律案、

食糧管理特別会計法の一部を改正する

法律案、自動車検査登録特別会計法

案、国立学校特別会計法、日本開発

銀行法の一部を改正する法律案、北海

道東北開発公庫法の一部を改正する法

律案、「地方自治法第五十六條第六

項の規定に基づき、税関支署及び税務

署の設置に關し承認を求めの件」、

以上十四件を一括議題とし、前回は続

行いたします。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○木村禰八郎君 時間の制約もござい

ますから、大蔵大臣に一点お伺いいた

します。それは何回も私は質問したの

ですが、まだはつきり了解できない点

があるのです。それは、非常にこだわ

るようですが、租税負担率の問題で

す。それで、この前に予算委員会で、

政府の所得増進計画はこれは死んだの

ではない、なくなっているのではな

い、いわゆる今後の政府の経済政策も

所得増進計画の線に沿うてやっています、ただ高度経済成長政策は、三十九

年九%、これは今年で終わりで、その

ういう御答弁を得たわけです。しか

し、所得増進計画自体は生きています

であって、その線に沿うていくという

ことでございします。その点、もう一度

確認しておきたいのです。大蔵大臣は

今後の財政金融政策はやはり所得増進

計画の線に沿うてやっていますか、と

そういうように了解してよろしいかど

うか。

○國務大臣(田中角榮君) 所得増進計

画の基本的な政策はこうも変更ないわ

けであります。ただ、前半三年の九%

ないしは九・二%が非常に高い成長率

を維持したということとございまして、

今年度は御承知のとおり七%成長とい

うこととございします。中期経済計

画をいま諮問いたしておりますが、大

体私は、いまの段階で七%ないし八%

と総理は言われましたが、まあ所得倍

増計画の年率七・二%というふうな状

態で本年の目標が定まるものと考えて

おるわけでありまして、詳しくは中期

経済計画の答申を得てからでございま

すが、財政金融政策はその線に沿って

進めてまいりたいという考えでござい

ます。

○木村禰八郎君 今後の財政金融政策

も、所得増進十カ年計画ですね、その

線に沿うてやっていると、そういうこ

とでございしますね。

○國務大臣(田中角榮君) そのとおり

であります。

○木村禰八郎君 それでは、所得増進

計画におきましては、租税負担率につ

いてはどういう内容になっております

か。租税負担率について、所得増進計

画はどういう方針を出しております

か、その点伺いたい。

○國務大臣(田中角榮君) 二・五%、

四十五年という考えでございします。

○木村禰八郎君 もう一度。

○國務大臣(田中角榮君) 二・五%、

四十五年という考えでございします。

○木村善八郎君 これは所得倍増計画です。所得倍増計画におきましては、租税負担率についてはこのように政府は定めております。「わが国の租税負担率は三十五年度において二〇・五％」、これは中央、地方を含めての対国民所得比例でございますが、二〇・五％と終戦後から次第に減少しているが、戦前に比べてなお高い。また、先進諸国に比べると率の上で低い、これらの国に比べわが国は所得水準も低く、また国民に還元してくる振替支出の割合も少ないので、実質的に負担は高く感じられている。したがって、今後国民所得の増大に際して年々相当の自然増収が考えられることでもあり、減税は公共投資や社会保障などの不可欠の支出要求とともに優先的に考える必要がある。以上のような点から見ると租税負担率は計画期間を通じて現状とあまり変わらないことが適切だと思われる。しかし、計画の後半期に所得が上昇し個人の租税負担感が緩和される時期には、社会保障費の充実という点などから租税負担率を再検討する必要がある。このよう内容になっているわけだ。

これ見まして、これには二一・何％と書いてありません。現状程度といいますが、大体これは税制調査会が答申しましたね、昭和三十五年。大体この二〇・五％程度、この程度ということ。二一・何％、これは昭和四十五年でございましょうが、しかし、前半は二〇・五％程度。それで、成長率が高くなるから、自然増収額は多くなるわけだ。ですから、税負担率を下げても——自然増収額は大きくなるのであるから、額は大きくなるのであるから、

あるわけですね。これは階層によって違うわけでありまして、不労所得に高く勤労所得に安くすね、あるいは生活困難の人にもっと減税をし、租税負担能力のある人には現状よりもっと増税する必要があるということも出てくると思います。それにしても、租税負担率というのが一番基本なんです。これがきまれば、そうしてどれだけ減税できるか、減税財源が大体出てくるのでありまして、租税負担率をあまり軽く扱ってはいけません。租税負担率はたいした問題じゃないという人もありますが、私はそれに賛成できません。

そうしますと、これは公約違反ですよ、所得倍増計画にはつきりそうなっております。この点から、三十九年度の二二・五％以上の租税負担率、それと所得倍増計画で国民に公約したこの租税負担率との間には、これは非常な違いがあるわけですね。この点について大蔵大臣はどういうふうにお考えになっておりますか、御所見を伺いたいわけですね。

これは再検討することになっております。このように国民に公約しているのですよ。そうして二二・五％以上じゃありませんか、三十九年度は。私は租税負担率だけにこだわるわけじゃありません。租税負担率が高くて、今度はそれが還元されて社会保障とか国民の生活安定のほうに十分向けられる、あるいは直接国民の生活安定だけでなく、また間接に日本の経済の均衡的発展のために公共投資等が行なわれることを否定するわけじゃないのです。また、租税負担率が高くて、今度はその負担の公平、不公平の問題があるわけですね。これは階層によって違うわけでありまして、不労所得に高く勤労所得に安くすね、あるいは生活困難の人にもっと減税をし、租税負担能力のある人には現状よりもっと増税する必要があるということも出てくると思います。それにしても、租税負担率というのが一番基本なんです。これがきまれば、そうしてどれだけ減税できるか、減税財源が大体出てくるのでありまして、租税負担率をあまり軽く扱ってはいけません。租税負担率はたいした問題じゃないという人もありますが、私はそれに賛成できません。

そうしますと、これは公約違反ですよ、所得倍増計画にはつきりそうなっております。この点から、三十九年度の二二・五％以上の租税負担率、それと所得倍増計画で国民に公約したこの租税負担率との間には、これは非常な違いがあるわけですね。この点について大蔵大臣はどういうふうにお考えになっておりますか、御所見を伺いたいわけですね。

○國務大臣(田中角榮君) 租税負担率を重要に考えておられることは木村さんの御指摘のとおりでございます。私もこれは何ら関係ないんというところは考えておりません。

しかし、所得倍増計画は三十五年につくられたわけでありまして、当時理想的な考え方であったわけですが、御承知の三十六年、七年、八年と異常な超高度ともいふべき経済成長を続けたわけでございます。そういういろいろな意味で、税制調査会も二〇・五％程度というのを言っておられますが、しかし国の財政の事情から

見ますと、そのようにはなかなかいかないというところで、るる申し述べておりますように、歳出要求が非常に多いこととございまして、しかも戦後の特殊な事態の中で先進国と同じような施策をやらなければならぬということとございまして、租税負担率が二〇・五％程度に押さえないという事情であることは御承知のとおりでございます。今度は財源がなければインフレ論の取りくずしとか、また公債発行率から、ある時期国民各位の負担率が多少上がることは、好ましいことではございませんが、同時に、国民の要望に沿って各般の施策を行なう歳出需要を満たすわけでございますので、中期経済五カ年計画をいま諮問いたしておりまして、そういう過程において、十分これらの問題も検討せらるべきだと考えます。初めの道路五カ年計画が二兆一千億が四兆一千億にならなければならなかったし、もう一千億出せば倍である、このくらゐ歳出要求も非常にふえておるわけでございます。

そういう意味で、なかなか二〇・五％という御指摘の負担率を維持することができないわけでございます。また適正な御意見に対しては十分政府も配慮する考えでございますが、私は三十九年度の予算編成のときから現在を考えると、二〇・五％ではなく、やはり二二・五％、二二・五％というふうに考えざるを得ない。そういうこととひとつ御理解いただきたい、こう考えておるわけでありまして。

○木村善八郎君 それは大蔵大臣がいろいろ御説明されますが、一番最初に

私は、ですから、所得倍増十カ年計画は生きているのか、今後の財政金融政策はその線に沿ってやるのか。そのとおりだと。それならば、所得倍増計画にはつきりと、租税負担率について前半は二〇・五％程度でいくべきである、こういうふうに出てくるんです。ですから、所得倍増計画、これを變更すれば別でありますけれども、はつきり書いてあるんです。そうして、今後は所得倍増計画の線に沿って財政金融政策はやっていくという。これは全く、大蔵大臣の御答弁といまの御答弁は違ふと思ふんです。そうして、道路計画は四兆一千億にもなつて、最初の二兆円が四兆一千億になつて、歳出のほうに相当金がかかるから、税負担率も高くなければならぬ、こういう御議論ですが、これは私はもう一つ別の観点から伺いたいんです。

一二・九％。なぜそれが可能であったか、それは公債発行が歳入のかなり大きなウェイトを占めておったからであります。したがって、大蔵大臣は将来は戦前の負担率に近づけたいという主張をされるならば、必ずその裏には公債発行という問題がひそんでおるわけです。四兆一千億の道路の予算、公債発行によらずしてできますか。絶対にできません、それは。それはいまは政府は糊塗して逃げております。三十九年度は発行しません。四十年度も発行しないかもしれない。公債発行しなければ、揮発油税とか、その他何かの増税によらざるを得ません。増税ということとはよほどの増税をしなければできません。ですから、公債発行するんであるということ、なぜ——長期計画の財源というものを計画的にお示しにならないければ、これは国民をごまかすものです。公債発行については必ずしも私は、公債発行してはいかぬと、そんなけちな考えを持っておりません。それは生産的であり、財政法には反しないんですから、公共事業というものは。しかし、公共事業費のほうは公債に財源を依存する、そのかわりに今度は他のほうの生産的な支出をそれによけい計上するという形では私は許されなと思います、この点はどうなんでしょうか。

これは大蔵大臣が税制調査会を尊重すると言いがら、それと逆な答弁をされておる。これははつきりしておかなければいけないと思うのです。責任を持ってもらわなければならぬ。大蔵大臣の発言は責任を持たなきゃなりません。戦前の一二・九％までどうやって近づけていくか。それを大蔵大臣は

言われましたから、私は信用いたしましょう。一二・九％までどうして近づける計画ですか。公債発行はしない。税制調査会のほうは、将来は負担率は高くなるかもしれない。そういうことをその場限りで、責任のがれで答弁されては困るわけです。しかも所得倍増計画にはつきりと、いまお話ししましたように、大所得倍増計画の前半においては二〇・五％でいく。それなのに、三十九年度二二％以上になっていく。それを財源を、ほかに支出が多くなれば、他の生産的な支出を削っていくのです。あるいは増税していいのです。それは負担のできるほうにうんと増税をしていく、そういう意味なら、私は租税負担率の多くなることに反対しません。しかし、いままで租税特別措置を通じて、神武景気、岩戸景気等によってうんとうけてきたほうにうんと減税しているじ、ありませんか。ものすごい減税をしている。国税、地方税合わせて三千億円以上減税をしております。その八割は大体大企業に対する減税であります。ですから、中小企業とか個人業者とか勤労所得者のほうの税金がなかなか安くない。その点は明らかに大蔵大臣は矛盾されている。税制調査会の答申に矛盾している。所得倍増計画の方針に矛盾せられるのです。ですから、ここではつきり矛盾しないように今後おやりになるというのなら、私は承服できますが、そうでなければ、あいまいのまま、予算委員会でのその場限りの大蔵大臣の答弁でわれわれは済ましてしまつては無責任になりますから、この点については、このいまの税法の質疑

もうもう長くできませんから、最終段階に入ってきましたから、ここで私は締めくくりに意味で、この点について大蔵大臣に質問しているわけです。

○国務大臣(田中角榮) 所得倍増計画につきましては、御指摘のとおりでございます。公約違反ということではございませんが、世間に発表しましたものよりも違つてきておるといふことは事実でございます。何しろ三十五年に発表しまして、三十六年はもう二・一％になつておるのでございますから、所得倍増計画のもう翌年から数字が違つておるといふことでございまして、これは経済のテンポも非常に速かつたし、そういう問題もありまして、いづれにしましても、所得倍増計画は以前三年度は九％程度といつておつたものが十何％も伸びているのであります。また投資の内容につきましても、港湾五カ年計画、治水五カ年計画、道路五カ年計画、いろいろな問題も変わつておるのでございまして、政府はその意味で所得倍増計画の中期の問題に対して諮問をいたしておるわけでございます。でありますから、所得倍増計画の方向、その性格、これを放てきするものではございません。当然所得倍増計画の基本的な線はこれを守つていくわけでございしますが、その計画、その内容等に対しては、非常にテンポの速い現在でございしますので、十年前にきめたものが十年間をまのもののさして通るわけはないのでありまして、そのときに即応する各般の施策を十分に考えるという意味で、慎重を期すために中期経済計画の策定を急いでおるわけでございします。

それから、私が予算委員会において

申し上げたことは全くその場限りだといふふうにお取りになっておりますが、そんなことはないわけでありまして、どうしてそういうふうにお取りになるのか、私にはちよつとよくわからないのです。税制調査会は現在の時点から提案をしておるわけでありまして、現在の租税負担率を見るときには、諸外国に比べて高い。ですから、現在の状態では少し下げなきゃならぬ。そうしてこれからだんだんと日本の国力が大きくなつて、国民所得がふえてきて、租税負担にたえるような状態になつたら、上げてもやむを得ないといふこと、現在の時点は非常に困るからといふことにウェイトを置いておるわけでございます。私はあなたの質問に対して、もつと大きな、戦前の負担と比べて一体どうですか、こういうような質問がございましたから、どう考えても、だれが考えても、戦前の負担率と比べてみて非常にいまは高いわけでありまして、また、諸外国と比べても高いわけでありまして、税制調査会は、諸外国と比べて、現時点を言つておりまして、私は大蔵大臣として、税負担の現状及び将来に対してお話を申し上げておるわけでありまして、しかも、あなたの話の中には、戦前の負担率はいくらだと。戦前と比べて高い。高いことですから、高いといふことはなぜかという、全然無資本の中から立ち上がった日本でありまして、なかなか戦前のようにはいきません。私は、税の基本的な議論として、だんだんと税負担は低くなることが望ましいのであります。こういうことにウェイトを置いてやつておるのでありますから、できるならば、戦前までに持つていく

ように租税負担率が下がることは好ましいことでありまして、こういうことを申し上げておるはずであります。でありますから、税制調査会が、ある時点をとらえて、昭和三十八年から四十五年までというふうな考えでお話をしておりますのと、私が税に対して基本的な問題に對してお話ししていることが、全然性格の上で逆だといふわけではないのであります。

その後も、何回か御質問に答えて、諸外国と比べてどうか、西欧諸国と比べて高いと思ひます、こういうことを言つておられます。高くてもいいの、いや税金は引き下げなければいかぬと思ひます。引き下げればいいじゃないか、こういう御議論でありますから、引き下げることは基本的に考えをおりまして、歳出の要求もございしますので、財政当局者としましては、そのウェイトを考えながら、バランスをとつてやつておるのでございします。こういうことを私は答弁申し上げておるのであります。税制調査会の発言と私の発言が全く相反するものではないやうに考えられないうわけでございします。税制調査会も、四十五年までは上がつてもいいと言いがら、それは現在の負担率を下げる、こういうことであります。が、じゃ、将来、戦前に比べてできるだけ低くしなければならぬかといふことを全然否定しておるわけではないわけでありまして、私がいままで発言をしておりますことが、いづれにして方向にある、全く逆だといふふうには考えておらないわけでありまして、私は税制調査会の言うことはよく理解をしておるのであります。もし逆だといふ

議論があれば、税制調査会側に立つと私の発言が理解されないというだけでありまして、過程における議論、それから税に対して基本的な考え方を申し述べておるにすぎないわけでありまして。

○木村義八郎君 将来の国民所得に対する税負担をどうするかという問題は非常に重大な問題で、所得倍増計画があらわれてくる前の五カ年計画というのがあります。岸内閣のときの五カ年計画では、あれは税負担率は一八%まで下げる、こういうことであつたのです。これは議論の分かれるところなんです。税制調査会は下げる、とは言っていないのです。少なくとも現状程度というのです。

大蔵大臣は、無資本で、まあ戦争によって破壊されて、資本蓄積も非常に困難になった。ところが、現在はどうですか。生産水準も、国民所得も、総生産も、戦前の水準をはるかに抜いている。ありませんか。しかも、租税特別措置は、昭和二十五年からシャウプ改革によって、あれは戦争によって資本が破壊されたから資本蓄積を促進する意味で、昭和二十五年から租税特別措置がとられました。しかし、それは昭和三十年、三十一年ころまで私はやめるべきであつて、それまでは確かに私は日本の資本の蓄積を推進するためにあつた制度は必要だつたと思ふのです。しかし、その後は資本の独自の力で資本蓄積が可能で段階に入ってきている。それにもかかわらず、租税特別措置は依然として、国庫、地方税を通じて非常に高度の減免税をやつておる。しかも、これはちつとも景気調整に活用しないのです。イギリ

スなんか、景気が過熱されるような場合には停止をしております。そういう弾力的にこれは運用する必要もあると思うのですが、戦前よりはるかに、日本の資金所得も総生産もふえてきている。生産水準も上がつていく。ですから、私は、租税負担率も戦前水準まで引き下げるということは、実際問題として困難だと思ひます。われわれ社会党の立場も、そうはいけません。これはいけませんよ。しかし、現状程度でも、成長がどんどん高くなりまして、自然増収はふえるのです。税負担率を三十五年度の二〇・五%程度にするだけでも、かなり減税できるわけなんです。二二%以上にすると、六千八百二十六億円なんという、前年度に比べて倍以上なものすごい自然増収が生ずることになるのである。これは、自然増収、自然増収と、そうやって予算を組んできたわけなんです。これはもつと減税に振り向けるのが当然であると思う。私は決してむねなことを言っているわけじゃないです。また、大蔵大臣も、その場限りと言つたのは少しことばが過ぎるかもしれない。が、とにかく不可能なことを大蔵大臣は答弁するものじゃないですよ。戦前水準というのは二・九%じゃありませんか。そういうことを言っているのです。

それでは、具体的に伺いますが、戦前水準に税負担率を近づけていくというならば、第一に考えるべきことは、課税最低限をもつと上げるべきですよ。戦前と現在と比べて、課税最低限はものすごい違いがあります。少なくとも六十万円ぐらゐまでは——これは所得階層によつて違ひますけれども、夫婦子供三人で、今度は四十八万円でしょう。少なくとも六十万円に引き上げても、まだ戦前に比べれば高いのです。課税最低限が、独身者の場合なんか、今度は大体十八万円ですか、戦前は大体五万円ですか、現在の価値に計算しますと。こんなに開いていくのです。ですから、まずこれを、もつと課税最低限を引き上げるべきじゃないか。これが一つです。これをお約束できるかどうか。本年度といつたつて、これは間に合いませんから、来年度は……。ことに、大蔵大臣、よく考えてもらわなきゃならぬことは、子供を持つてゐる家庭ですよ。夫婦子供三人ぐらゐのところは、今度課税最低限を引き上げたでしょう。しかし、物価が四・二%上がると、やはり最低生活に所得税が食い込むんですよ。夫婦子供三人のところは、この辺が一番苦しいところなんです。この辺について、もつと課税最低限は引き上げなければならぬ。ですから、本年度といつても無理かもしれませんが、来年度においてはこの点をお考えになられるかどうか。

もう一点、来年度の予算編成について、これは私は来年度ではがまんがならないのですけれども、配偶者の控除、これは前に質問しましたけれども、これは政府が昭和三十三年の選挙ではつきり公約したんですよ。自民党は選挙のときに公約しましたよ、基礎控除、つまり主人と妻の座を対等にするんだと、こういうふうな。同じようにしながら、それからだんだん引き離してしまひまして、三十九年度は一万円も引いてしまつたじゃないですか。これは全く公約違反ですよ。ですから、どう

してもこれは三十九年度で同じように引き上げなければならぬと思うのです。そうでなければ、公約違反ですよ。それに百億の財源が要する。泉主税局長言われました。百億は、どこからでも、ほかに財源があるじゃないか。それはもう公約したのだから、優先的にやるべきだ。投資信託の配当の減税とか、あるいは会社の配当に対する減税とか、こんなものは公約してないのです。三十五年に公約していませんか。公約してないものを減税したでしょう、三十九年度。また三十八年度もそうでした。銀行預金利子についても、株式配当についても減税している。これをやめれば、優に百億は財源出てきます。利子課税の分離課税をやめてもらなさい、すぐ出てきます。なぜこれをおやりにならないのですか。

具体的に二つの点について、どうして本年度は間に合わないのか、来年度でしようがないのです。前の予算委員会でも、来年度とは言われておらないのです。今後の税制改正にすると言われておるのです。来年度この二つの点、ことに課税最低限について、もつと六十万円ぐらゐに引き上げるべきだ、夫婦子供三人のところは、子供の多い家庭については、泉さん、あんまり知恵つけちゃだめですよ。この点二つ、ぜひ、主税局長さん、これは非常に泉さんにはものすごく手がないのです。もつと政治的に御判断をなすつて、この二つの点をひとつ言明していただきたいと思うのです。

○国務大臣(田中角榮君) 専門家であります木村さんの御発言、ほんとうによくわかります。私も同じ気持ちでございます。ほんとうに同じ気持ちでございます。が、そこはひとつ、予算を組んで、また予算編出の面で、国民各位の要請に応じなければならぬというところに非常に矛盾があるわけでございます。でありますから、私もこれいいなどという考え方でおるわけではございませんで、まじめな立場で、税の問題と歳出のバランスをどうとるべきかというところは検討いたしておるわけでございます。あなたがそうして国民各位の言わんとするところを御発言になつて、御鞭撻賜ふることに対しては、非常に私自身も国民の一人でありまして、感謝をしております。また、そういう発言を契機にして、だんだんこういう問題を解決していくこと、だということに敬意を払つておるわけでございます。四十年後というところで六十万円に上げなさい、妻の座の一万円の差をなくする、こういうことは、私はここで申し上げられる段階ではございません。しかし、こういう問題については、税制調査会でも答申をしております。五千万に削つた問題、昨年一千万を削つた問題、それをことしおそまきながら実現をした、こういうふうな非常に前向きに政府は行つておるわけがあります。ですから、税制調査会の審議等も待ちながら、あなたの御発言にあられたその趣旨も十分理解をいたしておるわけでありまして、基本的に何も違ふわけではないわけでございます。ので、将来国民の税負担がなるべく軽くなるようにあらゆる努力を尽くしてまいりたい、このように考えます。

○木村禮八郎君 それはまあ、大蔵大臣の立場であれば、いさぐ来年度のはつきりした御答弁をしにくいかもしれませんが、しかし、私も無理な質問をしているわけじゃないと思うのですよ。だれが見たって、配偶者控除については、だれだつてこれはおかしいと思うのですよ。これは主税局長さんだつておかしいでしょう。選挙に公約したので、三十五年にちゃんと。そうして三十六年九万円ですか、九万円まで同じに上げたのですよ、三十七年に開かして、三十八年はまた開かした。三十九年でとうとう一万円開かした。これは何と云つたつて、私は何と云つたつておかしいと思うのですよ。こんな不信な行為というのはありませんよ。ですから、少なくともこれだけは来年度はどうしても是正すると。そうしなければ、これは公党としても選挙に公約をしたのですよ。はつきり書いてありますよ。また、三十六年のときですね、あれは妻の座を引き上げる、それでいかに喜ばしたんだ、あの選挙のときに。それであの選挙は勝つたでしょう。非常に喜ばしておいて、あとは選挙済んだらだんだん開かして。それは同じですよ。九万円同じにして……。これは私は不信ですよ。何としてもこれは来年度は是正する。来年度ですよ。そうしなければ、公党として私は面目ないと思います。それは私が無理なことを言うのならば、これは批判をされると思う。どなただつて、これはだれが見たって、衆目の見るところ十指の指さすところ、これはもう厳なりですよ。これはもう主税局長さん、どうしたつてこれは来年度は正していたら

なければなりませんよ。

それから、もう一つは六十万円です。これは大蔵大臣、ぜひ夫婦子供三人、それくらいにしなければ……。常識ですよ。それでも戦前に比べてまだ足りないのですから。そういう問題。それから、最低生活に税金が食い込まないようにしてから、そうして社会保障のほうに回す必要があるからそんなに減税ができないのだ、こういうお話ならわかります。最低生活に所得税が食い込むような状態を放任しておいて、社会保障のほうに金が要るからそれで減税ができないというのでは、これは私は話のつじつまが合わないと思う。これはもう常識で、だれでもそれは当然だと思われれることだと思いますから、これが一つ。

それから、もうあと持ち時間は五分しかございませんから、最後に伺いたいの、三十九年度六千八百二十六億の自然増収を見込みましたね。これだけでは、今度は十分に補正とかなんとかいう場合、全然弾力性がなくなつてうわけですね。全然弾力性がないのがどうか、これが一つと、もう一つは、日本銀行の二厘の公定歩合の引き上げによりまして今後景気を押えるということになつてきますと、だんだん引き締め政策は浸透してきている、こういうわけであります。それで、私は成長率が落ちてくるのではないか。その場合に、六千八百二十六億というものを、これは政府が計上したので、どうしてもとらなきやならぬのだ。また、それだけとつたのでは足りないと思うのです。どうしたつて千億近いものは補正の財源としてやはり税収を予定しておかなければ、こんなきちき

ちの予算を組んだらおかしいですよ。いままではあまりこの自然増収をとりすぎておつたのですけれども、今回はぎりぎりに組んだ。いや木村、おまえ、あまり自然増収が大き過ぎたから、正確に組めと言つたからそうしたんだといつても、私はやはり全然弾力性がないように組めと、こう言っているわけじゃありませんからね。

そうすると、徴税強化の問題ですよ、これを私は心配するのです。これは主税局長もほんとうに、それから国税庁長官と。最近非常に中小業者に対して私は高姿勢であるように聞いておるのですよ。ことに二厘公定歩合の引き上げによつて、また倒産もふえるのではないかと云う心配があるので、政府は金融のほうで十分めんどろを見ると言われているのです。金融のほうでめんどろを見ながら、今度は税金のほうで徴税強化をしては何にもならぬと思う。この点について、大蔵大臣、今後景気は下向きになってきますよ、どうしたつて。そういう場合の税金の問題は、税法とか、税負担率とか、税法だけの問題じゃありませんね。この徴税行政というものも非常に重要だと思ふのです。そういう点で、今後の景気情勢とにらみ合せて、これが徴税強化にならないように十分配慮していただきたい。この点です。この点伺つて、ちようど三十五分ですから、私の質問は終わります。

○国務大臣(田中角榮君) まあ木村さん非常に鋭く申されましたけれども、財政当局の立場も十分御理解の上で御発言いただいておりますのでございまして、私も非常に喜んでおりますが、第一の減税の問題でございまして、

妻の座の確保ということ、これはもうほんとうに私もそのとおり考えておるわけでございますが、まあ歳出との関係で今回は見送らざるを得なかったというわけでございまして。まあこういう問題に対しても、私は、公約をしたよりも少しも前向きであつて、少なくともこういう国会でおしかりを受けたいというので、私も人の子でありますから、そういう気持ちであります。ですから、税目別にまあこまかく私も話を聞いたり、自分の意見を言つたりして、まじめにやつておるわけでありまして、遺憾ながら今日の段階で御審議をいただいておりますわけ、これはまあ来年度以降の問題といたしましては、こういう問題は最重点的な事項でございまして、十分重点を置いて減税の場合は配慮をすべきであるという考えでございまして。これはまあ百億円、来年全部出すか、こういうことを申し上げられる段階にはいまございませんで、まあその間の事情は十分御理解いただいております木村さんでございまして、ひとつ私の発言で御理解いただきたい。

第二の補正財源の問題でございまして、これは本年度六千八百二十六億円という、巨大だといわれる税収見込みもりをやつたわけでございまして。しかし、三十八年度の第二、第三の補正の財源として二千億余の自然増収がございまして、これは御承知でございます。で、大抵三十九年度の自然増収の実額は、三十八年決算ベースといたしまして、四千七、八百億、こういう見通しであります。でありますから、まあそう過大だということはないと考えます。

同時に、少ないのかというと、過去のうに自然増収を多額に見ているといううな予算見込みでもないわけでありまして。まあ適正な、こういう表現で御審議をお願いしておるわけでございます。災害が予知せられるわけでありまして、災害につきましては、本年度は初めて新しいワクとして、一般の予備費のほかに、災害予備費百億を見たとあります。ですから、災害に際してこれをもつて対処していかねばならぬと思ひますが、その他いろいろの補正財源、補正要因というものが過去の例によるとあります、どうも補正要因が出てからでないと、なかなか申し上げられないわけでございます。やはり補正財源が必要となるような場合、どうしなきやならぬかという場合、そのときにはなりましてから、まあ大蔵省がいままで、同じ質問をいただいておりますけれども、いまでも補正財源を何とかくめんできなかつたということもございませんで、それから、いつて隠し財源をほかにまだうんと積み立てておるといふものでもございませんで、まあ補正が必要なきは、その時点においてあらゆる努力をして御期待に沿いたい、こういう気持ちをもつて申し上げます。

○木村禮八郎君 あらゆる努力が徴税強化になるのです。それが問題なんです。

○国務大臣(田中角榮君) 申し上げておるわけでございまして。第三の問題でございまして、そういう意味で、徴税強化にはならないし、徴税強化には絶対にならない、こういうことを考えておるわけでございます。

す。徴税強化というよりも、もう徴税延期という面をいまだ盛んに、国税庁長官に通達を出して、三月危機等に対して調整しておるわけでございまして、いやしくも徴税強化になるということ、私は、私も国税当局にそのようなことがあつてはならぬということを強く言つておりますので、特に批判が多いところでございますので、こういうことに對してはまじめな立場で、いやしくも財源確保のために徴税強化ということの手段に訴へてはならぬ、そう思われるだけでもいい、ということをお強く指示をしておりますので、そのような状態は絶対に起こさないということをお申し上げておきたいと思ひます。

まあ公定歩合引き上げ等も、いまの状態におきまして、経済成長の率が非常に高い、こういうような見通しでございます。それを、当初政府が見通しをしておりますように、名目九・七％に押えなければ物価も国際収支も安定しないという、少し過熱かげんにあるものに對して調整をしようということでございますので、政府が当初見通した六千八百億の財源も、九・七％の正常な経済成長を基礎といたしておりますので、これによつて財源が確保できないということもありませんし、少なくとも徴税強化などをしなくても、また、する意思も絶対ありませんが、適正な徴税を確保できるだらう。しかし、これによつて非常に過去のようになり大きな自然増収が出て、政府の当初の考えと大きな狂いを生ずるといふようなことはなさないうに、適正な経済成長をはかつていきたい、こう考えます。

○渋谷邦彦君 所得税の軽減等については、いま木村委員から質問がございまして、先般、一橋大学の木村教授がここで参考人として意見を開陳された中にも、今日の税額負担はまだ軽減をはかる必要があるという旨のことを強調されておりました。政府は、こうした問題に立ちまゝと、財源の問題を云々されるきらいがございしますが、しかし、国民大衆の立場から考えますと、当然まだまだその重視にあてがなければならぬ点を十分考慮していただかなければならない。これは私も政府当局に對して強く要望したい点であります。

そのときに問題になりました、特に私が関心を持ちましたのは、特別措置法については、今日むしろ整理の段階にあるべきはずなんであるが、むしろふえたのは非常に遺憾である、このように述べられておるわけでありまして、政府として今後その話の——話と申しましようか、あるいは個人的見解であつたかも知れませんが、そうした問題についてどのような方針と方向をお持ちになつていらつしやるのか、まず最初にその点をお伺いしておきます。

○國務大臣(田中角榮君) 税の特別措置は、あくまでも特別措置でございす。税の基本となるべきものは、租税の公平の原則によらなければならぬことは言うまでもないわけでありまして、でありますから、期限を切つて、時限法となつておるわけでありまして、しかし、租税特別措置ができてしまつと、いつまでもなかなかこれはやめられないというのを御指摘を受けるわけでございますが、その効果を得たもの

については漸次整理をしていくということとはこれは、もう方向として当然のことだと考えます。同時に、非常にテンポの速い国際、国内情勢に對処いたしまして、やはり必要である租税特別措置につきましまして、順次ひとつ弾力的にお考えいただきまして、今回も幾つかお願いをいたしておるわけでありまして、これもただ一定の人、特定の人の利益をはかるということではなく、こうすることによつて日本の産業基盤が確保され、国際競争力がつき、またわれわれ国民自體の生活基盤が確保せられるのだというのをひとつ御理解いただきたまひて、租税特別措置の御審議をお願いする場合には、そういう場合も十分お考えをいただきまして御鞭撻をいただきたい、このように考えるわけでございます。

○渋谷邦彦君 ただいまの御回答であります、漸次整理するものは整理される、こういうことで、また必要に応じては弾力的にこれをふやしていくと。むしろ、いまの御回答のように、整理すべきものは整理されて、やはりすっきりした体制のもとに税の公平というものを期されていくことが望ましいのではないかと。たまたまこの問題について非常に問題になることは、やはり中小企業との関連が問題になつてくると思ふのです。そういうことで、中小企業には何ら極端にいうならば恩典を受ける方法というものが見出されないう、そういうことでありますので、これからの国際競争力に順応して十分その競争力をつけていくとする考えであるとするならば、当然今後においても中小企業の保護育成ということ、こうした租税特別措置法の精神を

生かして、むしろふやす場合にはそういうような点も十分考慮されて、弾力的におやりになつていただいたほうがよろしいのではないかと、このように思ふわけでございますので、当局として十分その点をお考えをいただきたまい、かように考えます。

次は、論点を少々変へまして、いま問題になつております国立学校特別会計法案について若干お伺いしたいのでございますが、まずその一つは、今回、一般会計から特別会計に移行する、こういうことでありますが、この法案の内容を見ますと、大まかなその趣旨の説明がございす。しかしながら、やはり基本的なる政府当局としての、こういう有力な根拠があるためにどうしても特別会計に移行しなければならぬ、まず最初にその大綱についてお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) 国立学校特別会計は、独立採算制という考え方で、かかることを企圖してつくられたものではないわけでございます。まず第一番目の問題は、これを所管にやつたというふうな御批判もございす。唐突ではございせん。御承知の、明治から五十七、八年、昭和二十三年までかかる措置がとられておつたわけでございます。それが戦後一般会計に移つたわけでございますが、学校の整備拡充ということに對しては、国民的な大事業でございす。なかなか一般会計の中で、対前年比一般会計の予算が一四・二％伸びても、学校を二〇％にしたといつても、なかなかこれら問題で解決できないわけでありまして、学校をより弾力的に充実にせしめ

るのにどういう方法があるかということ、いろいろ文部当局等の御意見も伺ひまして、最終的に学校特別会計に踏み切つたわけでございます。

まあどういふ利益があるかといふこと、借り入れ金ができるということ、でございます。それからもう一つは、いままで予定以上の収入があつてもそれを使うことができなかったわけでございますが、これを積み立て金もしくは当該年度の施設充実の費用に直ちに使うことができること。それから、施設等を一般会計で国が他に使うというふうな場合は、これを無償で取り上げておつたわけでございますが、こういう問題に對して、今度一般会計で一部の土地をもらつとか、いろいろなものを転用する場合には、この特別会計には有償、いわゆる代金を支払わなければいかぬと、こういうことになるわけでございます。なお、二千億にものぼる資産金積出資をいたしておるわけでございます。まあこれから一般会計でできなかった、弾力性のなかつたものが、特別会計になることによつてより合理的に解決できるという考え方を持っておるのでございす。私が特にこの学校特別会計に賛成をし、特にまあ推進をいたしましたもう一つの大きな目的は、これはまあ政治的な感覚でございす。東京や大阪にある大学が、もっと、アメリカや諸外国のように、理想的な環境に移転するといふことをも志望をした場合、仮定の問題でございす。その場合一般会計の中でやり得るのかどうか。これを東大をひとつ例にとつて検討してみたわけでございます。これは、大蔵省の諸君は大体東大の出身者ですか

ら、自分たちの学校を移そうなんという気にならぬので、私が独自の見解で、東大を移した場合どうなるかというところを検討したら、まず最小限六百億くらいかかります。理想的に、まず世界の大学に遜色のない大学をつくらうとすれば、約一千億かかる。これを一体いまの一般会計の中でやり得るだろうか考えた場合、これはもう大きな壁にぶつかるわけでございませう。特別会計でもってこれをやろうとすれば、まあある国有地等出資をする場合には、もう無償で出資をするわけでありませうから、そういうものに対して理想的な設計のもとに新しい施設が完了して、この現在東京や大阪にあるものの一部と交換をする場合、こういう場合も、予算ではもう一年一年の区切りでございませうのでなかなうまいかなという問題もありませんので、まあ将来の学校を思い切った内容を充実するために、特別会計という新しい制度に移行することがより合理的である、こういうことがまあ一番大きな問題として、各般の状態を検討した結果、学校特別会計の新設に踏み切ったわけでございませう。

○渋谷邦彦君 いまのお話でございませうと、たいへん事業色豊かな、そんな感じを受けるのでありますが、もしそういうふうになった場合に、この条文計の性格というものが、整理区分ということよりも、むしろ事業会計の性格を持つものではあるまいかという疑念が出てくるわけでございませう。この点についてお考えを伺いたい。

○国務大臣(田中角栄君) 先ほども申し上げましたように、学校特別会計は

独立採算制を企図したものではないというところでございませう。当然であるならば一般会計の中でやればよいわけでありませうが、なかなか他の費目との関連等でそう弾力的に行なえないということ、特別会計に移したわけでありませう、これが企業会計、事業会計式のものではない。これはこの学校というものの自体に対する基本的な観念から、事業会計的なものが出てこないわけでありませう。でありますから、あとから御質問があるかと思いますが、授業料を上げるとか、自前でもってものをやるとかという考え方でございませう。特別会計をつくったものではないということとは、はっきり御理解いただきたいということでございます。

○渋谷邦彦君 いま、先を越されて、その問題が出たのですが、さらにこの内容に論及いたしてまいりますと、財投からの繰り入れ金というものは病院の施設だけに限られていられるように感じられるわけでありませう。そうしますと、その他の政府の国立学校の施設というものは、今日、大臣もよく御承知だと思ひますが、まことに老朽化してございませう。おそらく世界のレベルから見ると、わが国の国立学校の施設というのはまさに最低ではないか。ことに、病院ばかりではないとして、技術関係の学校にいたしましても、まさに研究費が足りないところに、いろいろな問題で四苦八苦いたしているのが実情である。実際に、そういうその仕事に携わっている方々からも私は直接聞いておりますが、またその施設を見ても、なるほどその実感を深くするわけでありませう。こうした場合に、この条文ど

おり参りますと、病院だけに限定され

るような感じを受けるのであります。が、なぜもう少し、国立学校の設備を充実するために、ほかのほうへも拡大されて利用できるようにされなかつたのか、この点についてお伺いいたしませう。

○国務大臣(田中角栄君) 私もこの問題は立案の当初に十分検討いたしましたわけでございますが、しかし、いまこの特別会計新設の段階におきましては、病院というように、病院は一つの事業会計式なものでございませう。こういうものに限って借り入れ金ができるような制度をつくることは異論がないわけでありませう。しかし、学校の建設までに借り入れ金制度をつくりませうと、まさにこの特別会計そのものが事業会計になるのではないかと議論も起るわけでありませう。まあしかし、これは将来の問題としてはともかく、いまの段階においては、学校まで、全会計においてそういう制度をつくるよりも、病院のようなものに対してはもういま直ちにこれらの処置をとらなければならぬ。またとることによつて、合理的に、弾力的に運営せられるという事実面がございませう。このことに対しては異論のないところだと思ひます。一歩進めて、全会計に対して借り入れ金制度をとれるようにするということ、いろいろな議論が起ってくるわけでありませう。この問題も将来の問題として、十分世論も聞き、またわれわれもこの特別会計の運営の過程において十分検討しながら、拡大するとすれば、その時点以外において考へべき問題でありませう。そうでなくとも、一般会計でやるべきものに対して事業会

計式のものにするとかいう議論が当然起きていきますので、これは本会計新設の段階においては、病院のようにだれが考えても納得のできるものに限りべきであるということが正しいのではないかとこの観点に立つたわけでありませう。

○渋谷邦彦君 まあ、そうしますと、この問題はいつかは将来においてまた改正されなければならぬ、そういう段階だとするならば、学校運営といひますよりも、やはり学校において育成される優秀なその人材のためにも、また、その段階に立つて変えるといひまじつにならば、政治の立場からいひましても、国家百年の大計に反するのではないかと、こういうような感じを抱くわけでありませう。直すならば、もう少し統一してやるとか、そういうような感じがいたすわけでありませう。

さらに、財投を受ける場合、これは大臣に申し上げるまでもなく、多分にやはりそういう施設というものは返済能力がなければならぬ、こういうことがまず原則として考えられると思うのです。しかしながら、今日の学校施設にしても、病院施設にしても、そのしわ寄せが、もしこれが強力に推進されるとするならば、おそらくは、先ほど大臣が少しく申されましたように、授業料だとか、あるいは入学科料だとか、検定料だとか、いろいろそれに付随するような料金の値上げというものが考へられまして、そのしわ寄せは必然的に国民の生活の上にかぶさってくるということが言えると思うのでありませう。そうした面から、おそらく病院と返済もしなければならぬ。その企業

の合理化をはかるためには、あるいは考へられる問題点として労働強化が強く行なわれるのじゃないか、あるいはその病院それ自身が本来の方向というものをして営利事業化してしまうような危険性がないか、こういうようなことがすぐ浮かぶわけでありませう。大臣としてこれらの点についてどのようにお考えになつていらっしゃるか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君) 特別会計に對しまして、いま企業会計式なものではないといふことで、独立採算制を企図したておりませうといふことを申し上げたのは、その意味で申し上げましたわけでございます。この学校特別会計に対する支出は、やはり一般会計が最重要であるという考え方でございませう。一般会計からの繰り入れが最も重点的に考へられるといふことを考へておりますので、この特別会計の設置によつて企業会計式な、診療料が上がつたりいろいろのものが上がるといふようなことは全然考へておりませう。まあ、将来授業料の値上げその他があるかもわかりませんが、そういう問題は他のものと同じことであつて、この特別会計の設置とは全然関係をして考へておりませう。ですから、特別会計設置によつて授業料を上げたり、それから病院収入を大いに上げようといふような考へ方は、基本的に持つておられないわけでありませう。

○渋谷邦彦君 時間がございませうので、もう一点お伺ひして大蔵大臣に対する質問を終わりたいと思ひますが、この第三条にうたわれております、いろいろ収入の面の中に「財産処分収入」というのがあるのですね。非常に

ばく然とした内容かもしれませんが、これを取り扱う場合にいろいろなふうに分解ができるおそれが出てまいります。おそれる今日国立学校で相当広大な土地も有しているかと私は思いますが。特に、東京や関西の場合は別として、北海道であるとか東北であるとか、そういうところにおいて、やはり総合的な様相を備えておりますために、またそれに比例いたしまして、相当膨大な土地を有している。もし、かりに学校が経営が困難になつて、その運営がまことに危ぶまれるという場合に、あるいは強制的にその土地の処分をしたり、何かしらぬ、学校運営の上に黒い霧がかつてくる、いろいろな疑惑がぬぐい切れないというような、先行きの話でございませうけれども、こういうような問題が当然考えられてまいらると思ひます。こうした点も十分考慮されての意図であらうと私は思ひますが、当局としてもそういう点について十分検討なされた上で、こういうものを出されたのか、そういう点についてお伺ひして、私の質問を終わります。

○國務大臣(田中角榮君) 御指摘のとおり、こういうものの財産処分ということはいろいろな問題を生むおそれのあることでございします。でありますから、財産の処分を行なうことを必要とする場合には、設備の近代化、設備の改修といふものにしほつておるわけでございます。同時に、これを売り払うような場合、会計検査院等から指摘をされてゐるものもいまでもございします。これが処分等に対しては、文部省及び大蔵省の管財局と十分調査、合意に達し、しかも主計局もこの特別

会計に対して一般会計を繰り入れておるのでありますから、そういう意味で関係者が十分検討した上で、会計を詰めることによつて現在売り払い、また十年後に何倍かに買わなければならぬというようなことにはならないように、将来の想定図もかきながら、その上で不用なものに對し処分をするということでありまして、かかる財産処分も乱に流れてはいかぬという考え方を基本に持つておるわけでありします。

○渋谷邦彦君 ちよつと要望として。いま私が特にそのことを申し上げたのは、昨年、たしか秋ごろだつたと思ひますが、北大でやはり土地の処分についてまことに國民が疑惑を抱くような事件が起つておる。もちろん土地の問題ばかりでなくて、いろいろさういふ問題があるのじやないか、さういふふうに考えられますので、特にさういふ点を明確にしておいていただきたいので、当局としても十分財産処分にあつては留意していただきたい、このように考える次第でございします。

○國務大臣(田中角榮君) わかりました。

○天田勝正君 いま国立学校の問題が論議されましたが、大臣の時間もありますが、私は一問だけ事務当局に聞きます。それは、今度の国立学校の国有財産の調べるうち、土地及び地上権、これの積算の基礎はどうなつておりますか、坪当たり……それから、同じく汽船について積算の基礎はどうなつておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 私のほうから提出した資料ではございせんが、大蔵委員会の調査室のほうで御提出に

なつております資料の中の、国立学校の財産の現在額調べという資料についての御質問かと思ひますが、文部省の国有財産の中におきます地上権等でございしますが、この積算が、これは個別にこまかいものが一々あるわけでございます。一例を申しますと、演習林でございますが、これは国有地に設定するのが通常の例でございしますが、中には市町村有林に地上権を設定いたしました、これを大学の演習林にいたしておるという例がございします。その他さういつた関係の地上権がこの内容でございします。

それから、汽船でございしますが、これは国立大学には水産学部が数カ所ございまして、北海道大学水産学部、長崎大学の水産学部、鹿児島大学水産学部、東京水産大学、広島大学の水産学部、さういつた学部がございまして、そこに御承知のように海鷹丸そのほかの実習船があるわけでございします。それが汽船の積算の基礎になつております。

○天田勝正君 時間もないので、ことばも足らぬが、さういふことを聞いてゐるのではない。それはこちらでもわかつておる。私がちよつと腰だめで調べてみても、土地でいうならば、坪当たり三百円になつておるにせよ、坪当たり三百円になつておるにせよ、土地は二十円になつておるにせよ。そこで、演習林等については私も知つております。私のほうにもある。かつての本多静六博士が寄附した演習林などは千五百億にのぼつております。当時は三十銭くらゐの値段で寄附したはずなんです。それでですから、さういふところはいまだかなり安い値段であるけれども、平

均して三百円というのはいかがであらう。私はいいとか悪いとか、まで結論づけてゐるのではありませんけれども、も、あまりに、相当の高値のものを、国有のものであるから安ければいいという、安きに失する帳簿価格になりまして、いまも渋谷委員から御指摘があらりましたように、学校のことだから、おそろく御遠慮なすつて発言しておられるのではないかと察するわけです。だから、学校の財産処分でさへも疑惑に包まれるようなことになれば、人づかりも何もないですよ。さういふ観点で私は質問しておるので、しかし、あまりこまかしいことだから、大臣に聞いても迷惑だらう。実は大臣に聞きたことなんです。これは総平均すればどのくらいが妥当で、どうしてさういふ数字になるのですか。大臣でけつうだけれども、迷惑ならば事務当局でも……

○國務大臣(田中角榮君) 御承知のように、国立学校を特別会計に移す財産は二千百十五億五千二百万円という金額でございします。これはいままでは一般会計でございしましたから、さういふ数字になつておりますし、大体官のもの、簿価としては土地は特に安くなつておるわけでございします。学校も、明治からの長い時間がかつておりますので、実際の簿価は安い。これは三十五年の評価でございまして、これから五年置き五年置きに評価がえをしていくわけであります。しかし、いままではこの評価といふものが、簿価が安くとも、あまり支障はなかつたわけでありまして。ただ、売り払うときには十分協議した後で売り払えば、国損を来たすようなこともなかつたわけ

でございますし、財産処分の問題だけでございます。しかし、今度は特別会計に移るわけでありまして、四十年には適正な評価といふことが必要だらうというふうに考えるわけでありまして。

○天田勝正君 これはまあ結局、積算の基礎を文部省の会計課長といふことも実は言えないのじやないかと思ひます。いろいろばらばらで、さういふ質問が出るということをや予測してないものだから、問答集の中にもたぶんなかつたのじやないかと思ひます。だけれども、それは大臣はさういふ答へされませんが、実際は問題なんです、これが、あまりに簿価といふものが低いと、なるほど国有で持つておる場合には差しつかえもないし、それから所在市町村に交付金あるいは納付金と、この法律の関係からいつても行政財産にありませんから、何も所在市町村に交付金をやるために安くしたほうが国の財政上便利だ、さういふようなことでもないのです。だから、いいよなものであるけれども、あまりに簿価が安いと、やはり協議をされてもなんでも、結果においては簿価がやはり議論の一番の基準になつてゐる。さうだから、一体坪三百円といふのは今日の世の中でのいかにかと。ことに、東京はむろんのことでありまして、従来国立大学が設置されておるところは、いまみたいに住宅難がなく、おおかたは町の中心部、また学校ができてから中心になつてしまつた、さういふことでしょう。だから、例外的に安いのは演習林くらいなものなんです。さういふ場合に、まあこの三百円が妥当でございしますと私は言ひ切れる度胸はなからうと思ふのだ。ただ、予想した

でございますし、財産処分の問題だけでございます。しかし、今度は特別会計に移るわけでありまして、四十年には適正な評価といふことが必要だらうというふうに考えるわけでありまして。

○天田勝正君 これはまあ結局、積算の基礎を文部省の会計課長といふことも実は言えないのじやないかと思ひます。いろいろばらばらで、さういふ質問が出るということをや予測してないものだから、問答集の中にもたぶんなかつたのじやないかと思ひます。だけれども、それは大臣はさういふ答へされませんが、実際は問題なんです、これが、あまりに簿価といふものが低いと、なるほど国有で持つておる場合には差しつかえもないし、それから所在市町村に交付金あるいは納付金と、この法律の関係からいつても行政財産にありませんから、何も所在市町村に交付金をやるために安くしたほうが国の財政上便利だ、さういふようなことでもないのです。だから、いいよなものであるけれども、あまりに簿価が安いと、やはり協議をされてもなんでも、結果においては簿価がやはり議論の一番の基準になつてゐる。さうだから、一体坪三百円といふのは今日の世の中でのいかにかと。ことに、東京はむろんのことでありまして、従来国立大学が設置されておるところは、いまみたいに住宅難がなく、おおかたは町の中心部、また学校ができてから中心になつてしまつた、さういふことでしょう。だから、例外的に安いのは演習林くらいなものなんです。さういふ場合に、まあこの三百円が妥当でございしますと私は言ひ切れる度胸はなからうと思ふのだ。ただ、予想した

質問でなかったから、問答集になつたというだけなんです。

これは大臣、私はいつも、土地政策というものは、実はいまの内閣ばかりでなく、今日政治に携わっておられるわれわれを含めて、野放しにしておくというのとは一番の責任だ、これに手をつけなくて住宅、土地の値上がりを押えるということなんかできないしするの、非常に関心を持っておるのです。

が、まあきょうのところはあまり長談義はしないことにいたしますが、これはどうです、いま四十年というお話がありましたが、特別会計にならうとなるまいと、さうさくさういう国有財産全般について調べ直されることが必要だと思ひますが、いかがです。

○国務大臣(田中角榮君)

大蔵省管財

局の評価と基準によつてやっておるわけですが、これは実際安いかと思ひます。いずれにしても、建物だけで二百二十四万坪、延べ坪であるわけでありまして、坪五万円として一千億円ということでありまして、これはなかなか古い、もう一千万円もしないものもありますし、中には二十万円の新しいものもあるわけでありまして、なかなかむずかしいわけでありまして、土地は三億八千万坪といふわけでありまして、一円にしても三億八千万円、十円にすれば三十八億七千万円ということになります、なかなか数が多いわけでありまして、さういふことはまあ私も大蔵省に行つてから、確かに一律標準をやつておられるけれども、評価したものを實際売り払うときには評価の何十倍ということもあるのだから、いまだきの値段にしたらおむね幾ら、それを何割引きにして幾

らだということくらいはつかまえるようにしたほうがいいなということを言ふのですが、なかなかこれも膨大なものでありますし、むずかしいようでありまして、さういふことに對して国会で質問を受けたら、いま売り払うとすれば幾らぐらい、いまの価格でつくるとすれば幾らぐらいということをやはお答えできるようにすることが私はいいと思ひます。

○天田勝正君

私は積算の基礎と申し上げたから、演習林の場合幾らであります、臨海実験所の場合は幾らぐら

であります、大学構内のものは幾らぐらであります、所属の農地は幾らぐらであります、まあさういうくらの区分でお答えがあると思つた。これはどうもちょっとがっかりです。それはよろしいのですが、過日、予算委員会におきまして、実は私は固定資産税の問題につきまして早川自治大臣と議論をしたのを、大蔵大臣もお聞きになったと思ひます。固定資産の評価がえをするということは、ちやんと方針に書いてありますように、実は時価にしたいわけですね。政府がいま言うように時価にしたらばぼろな価格になるけれども、それはえらい増税にならざるやうに税率を調整をしたい、さういふことです。だけれども、それを一ぺんにやつては、何としても刺激が強過ぎる。やりたけれども、これは順を追つてやる、さういふことなんです。ところが、私はさういふことは失敗するといふ意見を持つてゐるんです。それは、昔のように都市の価格も上がり、農村のほうの価格も同じやうなスピードで、もとの価格が農村のほうで低いのですから、いつでも低

いのですが、しかし、速度としては同じやうな速度で上がる、さういふ場合なら税率調整ができるけれども、いまの土地の値上がりのごとく、町の裏と表とではまるで値段が違ふといふやうな場合に、とても税率調整なんかはできないし、農村のほうにいま部落落るみ村を逃げるといふやうな事態が起つておるところ、そこはもしいまの十分の一に税率を下げてから片端から町村制は放棄しなければならぬといふ事態が起くるのだし、都会では、この間も例をあげたやうに、一人で三十坪ぐらゐ親から譲られたものを持つておつて、これは評価を時価に直せば五千万円になつてしまふ。十分の一に値下げされたところで、とても普通のつとめ人は全部月給をやつたて税金は納められない、さういふことになる。実をいふと、意地悪く考えると、いまだつて政府は税率調整で間に合ふのだつたら時価に上げたいんです。そのほうが筋が通るのだから、事実。ところが、さういふ困難があるから、一律に上げることができないで、暫定的にやるといふことが現時点なんだ、はつきり言へば、そのことを議論する場ではありまけんから、まあ例だけを申し上げたんですけれども、ひとつこれは要望しておきます。

結局、いま大臣の答えでも、まあいろいろなことを言われたけれども、さあいつといふことはちつともないんだな。それじゃ困る。むずかしいといふ話をもの語られた。もの語りじやなく、やはり姿勢としては、さういふ簿価がべらぼうに低いために、やつぱりそれが一つの根拠となつて、学校財産の問題で何か悪いうわさが出る、さういふやうなことも防がなければ、冒頭に申し上げたやうに、人づくりなつていふのは問題にならなくなりまして。どうですか、急速に調べ直して、低くなつてもいいんです。調べた結果が適正というなら、適正といふことがはつきりさういふ場合で言ひ得るといふやうにしたいだきたいと思ひます。が、いかがです。

○国務大臣(田中角榮君) これは災害実利の問題で、實際問題として申し上げますと、国のものは国有財産法の施行令によりまして規定があるわけでありまして、これは売り払うときに問題があるわけですね。帳簿価格が非常に少ないから、その何倍で売り払われたら国損を来たすといふことでありまして、まあ金額的には、御承知の施行令の二十一條に「国有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、取用に係るものは「云々」と、さういふふう書いてあるわけでございます。これを売り払うときに、これが標準になつて売り払われては困る、さういふことでありますので、法律上は、また事実上これを適正価格にさくつても、なかなかさく異動する、さういふことでありますので、なかなか適正価格といふわけにもいかないわけでございます。事実上これを一年間でもとすると、なかなかこれは金もかかるわけでありまして、一律何倍掛けろといふことならば簡単であります。が、これをやたら評価するぐらゐな金額ではなく、相当大きな財政支出を要するわけでございます。でありますから、その意味で、国損を来たさない

いうやうなことも防がなければ、冒頭に申し上げたやうに、人づくりなつていふのは問題にならなくなりまして。どうですか、急速に調べ直して、低くなつてもいいんです。調べた結果が適正というなら、適正といふことがはつきりさういふ場合で言ひ得るといふやうにしたいだきたいと思ひます。が、いかがです。

○国務大臣(田中角榮君) これは災害実利の問題で、實際問題として申し上げますと、国のものは国有財産法の施行令によりまして規定があるわけでありまして、これは売り払うときに問題があるわけですね。帳簿価格が非常に少ないから、その何倍で売り払われたら国損を来たすといふことでありまして、まあ金額的には、御承知の施行令の二十一條に「国有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、取用に係るものは「云々」と、さういふふう書いてあるわけでございます。これを売り払うときに、これが標準になつて売り払われては困る、さういふことでありますので、法律上は、また事実上これを適正価格にさくつても、なかなかさく異動する、さういふことでありますので、なかなか適正価格といふわけにもいかないわけでございます。事実上これを一年間でもとすると、なかなかこれは金もかかるわけでありまして、一律何倍掛けろといふことならば簡単であります。が、これをやたら評価するぐらゐな金額ではなく、相当大きな財政支出を要するわけでございます。でありますから、その意味で、国損を来たさない

というやうなことも防がなければ、冒頭に申し上げたやうに、人づくりなつていふのは問題にならなくなりまして。どうですか、急速に調べ直して、低くなつてもいいんです。調べた結果が適正というなら、適正といふことがはつきりさういふ場合で言ひ得るといふやうにしたいだきたいと思ひます。が、いかがです。

○国務大臣(田中角榮君) これは災害実利の問題で、實際問題として申し上げますと、国のものは国有財産法の施行令によりまして規定があるわけでありまして、これは売り払うときに問題があるわけですね。帳簿価格が非常に少ないから、その何倍で売り払われたら国損を来たすといふことでありまして、まあ金額的には、御承知の施行令の二十一條に「国有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、取用に係るものは「云々」と、さういふふう書いてあるわけでございます。これを売り払うときに、これが標準になつて売り払われては困る、さういふことでありますので、法律上は、また事実上これを適正価格にさくつても、なかなかさく異動する、さういふことでありますので、なかなか適正価格といふわけにもいかないわけでございます。事実上これを一年間でもとすると、なかなかこれは金もかかるわけでありまして、一律何倍掛けろといふことならば簡単であります。が、これをやたら評価するぐらゐな金額ではなく、相当大きな財政支出を要するわけでございます。でありますから、その意味で、国損を来たさない

○国務大臣(田中角榮君) これは災害実利の問題で、實際問題として申し上げますと、国のものは国有財産法の施行令によりまして規定があるわけでありまして、これは売り払うときに問題があるわけですね。帳簿価格が非常に少ないから、その何倍で売り払われたら国損を来たすといふことでありまして、まあ金額的には、御承知の施行令の二十一條に「国有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、取用に係るものは「云々」と、さういふふう書いてあるわけでございます。これを売り払うときに、これが標準になつて売り払われては困る、さういふことでありますので、法律上は、また事実上これを適正価格にさくつても、なかなかさく異動する、さういふことでありますので、なかなか適正価格といふわけにもいかないわけでございます。事実上これを一年間でもとすると、なかなかこれは金もかかるわけでありまして、一律何倍掛けろといふことならば簡単であります。が、これをやたら評価するぐらゐな金額ではなく、相当大きな財政支出を要するわけでございます。でありますから、その意味で、国損を来たさない

○国務大臣(田中角榮君) これは災害実利の問題で、實際問題として申し上げますと、国のものは国有財産法の施行令によりまして規定があるわけでありまして、これは売り払うときに問題があるわけですね。帳簿価格が非常に少ないから、その何倍で売り払われたら国損を来たすといふことでありまして、まあ金額的には、御承知の施行令の二十一條に「国有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、取用に係るものは「云々」と、さういふふう書いてあるわけでございます。これを売り払うときに、これが標準になつて売り払われては困る、さういふことでありますので、法律上は、また事実上これを適正価格にさくつても、なかなかさく異動する、さういふことでありますので、なかなか適正価格といふわけにもいかないわけでございます。事実上これを一年間でもとすると、なかなかこれは金もかかるわけでありまして、一律何倍掛けろといふことならば簡単であります。が、これをやたら評価するぐらゐな金額ではなく、相当大きな財政支出を要するわけでございます。でありますから、その意味で、国損を来たさない

○国務大臣(田中角榮君) これは災害実利の問題で、實際問題として申し上げますと、国のものは国有財産法の施行令によりまして規定があるわけでありまして、これは売り払うときに問題があるわけですね。帳簿価格が非常に少ないから、その何倍で売り払われたら国損を来たすといふことでありまして、まあ金額的には、御承知の施行令の二十一條に「国有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、取用に係るものは「云々」と、さういふふう書いてあるわけでございます。これを売り払うときに、これが標準になつて売り払われては困る、さういふことでありますので、法律上は、また事実上これを適正価格にさくつても、なかなかさく異動する、さういふことでありますので、なかなか適正価格といふわけにもいかないわけでございます。事実上これを一年間でもとすると、なかなかこれは金もかかるわけでありまして、一律何倍掛けろといふことならば簡単であります。が、これをやたら評価するぐらゐな金額ではなく、相当大きな財政支出を要するわけでございます。でありますから、その意味で、国損を来たさない

という意味で、このように法律は規定しておるものと考へます。しかし、まあ私のほうから考へますと、どうも文教施設に金を出さない金を出さないといふ言ひが、時価に換算すればさういふこと、これはさういふことを言うために、これはしかし適正価格といふものは早くつくつたほうがいいといふことで、私も相当事務当局を督促してみたいわけでありまして、私はさういふことが好きであります。が、なかなかやれませんが、事実上むずかしいと、さういふことでありますので、今日に至つてゐるわけでありまして、ひとつ天田さんの特別の御発言もございまして、これはひとつ、君たちの学校はこのくらいあるのだぞと、さういふことを言うぐらゐでも非常にいいことだと思ひますから、さういふ意味でも、できるのか、できればどの程度できるのかといふやうな問題を、ひとつ検討いたしてみますが、まあそれとひとつ御了解いただきます。

○天田勝正君 まあ国有財産法のときにも議論する楽しみに残しておきます。それで、過日も時間がなくてさういふお聞きしただけで済ましたのであります。が、食糧の特別会計の改正に伴ひまして、シブ日本になつていないといふことを指摘いたしました。大臣も、それはもつともだといふ意味で、さらに閣議等でもしつかりやるという意味の答弁がございました。ところが、実は今度国会の審議の状況はあまり時間がないものですから、表座敷だけで聞かないで、ずいぶん個々にも当たつて聞いたりなんかしてゐるわけです。だか

○天田勝正君 まあ国有財産法のときにも議論する楽しみに残しておきます。それで、過日も時間がなくてさういふお聞きしただけで済ましたのであります。が、食糧の特別会計の改正に伴ひまして、シブ日本になつていないといふことを指摘いたしました。大臣も、それはもつともだといふ意味で、さらに閣議等でもしつかりやるという意味の答弁がございました。ところが、実は今度国会の審議の状況はあまり時間がないものですから、表座敷だけで聞かないで、ずいぶん個々にも当たつて聞いたりなんかしてゐるわけです。だか

ら、表座敷でないものを実は引例するのはいやなんですか、そういう方面から聞いて、いや、シブ日本にすればかえって費用がかかるのだというようなことを言つてこられて、私の質疑の意図とはまるで別なことで、そんなけちな問題ではなくして、国内の取引ならば、それは安ければ安いほうがいい、こっちが得すれば向こうが損するのだという相互関係もある。ところが、国際収支というものはそういう見方をすべきものでは本来ないのですよ。ないけれども、事務当局がそういう見方をしていれば、これはなかなか大臣一人改善しようなんて言つてみたところで、容易でないことにこれはなるのです。過日閣議でも言われましたというお話を聞いたので、この際を押ししておきたいのですが、閣議では、このバイ・ジャパンなんですから、シブ・ジャパンにするというスケジュールでもつくる用意があるのですか。この間の閣議で言われたならばなおさらけつこうですが、いずれでございますか。

○國務大臣(田中角榮君) 非常に御専門的な御指摘でございます。そのとおりでございます。国内的にも米はできるけれども、米は高いから半分外米買えばいいのだ、こういう議論にはならないわけでありまして。これは国際収支の問題はそういうものではないのであります。これはまあ外貨の獲得ができないところは、フィリピンあたりはどういうことをやったかというところ、ドルを持つて来た場合に、国内旅行者に対してはその倍も国内通貨で交換するということもあつたし、現在でもソ連などは旅行者に対しては自国通貨を

倍額も交換率を高くしてさへも外貨は得なければならぬわけでありまして。そういう外国のものが安いのかから国内品を使わぬでいいのだというような考え方は全く根本的に誤りでありまして。私が大蔵省へ入つてからいろいろの議論をしたのもこの点であります。

ですから、まあ外国船を使つておると運賃が安い、一休日本船がそこまですげられるかということもまず出します。もう一つは、あるいは安いものでも、業者はリベートをもらつておる、当然こちらのほうで邦船を使つても、向こうの積み込むところの外国の港湾使用料が高いから、結局差し引きすると幾らも黒字になります。このういうこともよく言いますが、これはもう国際収支改善という観点から全く誤りの議論である。こういうことは私もよく天田さんのおっしゃることわかります。私自身もあなたのおっしゃることに絶えずやつておるわけでありまして、そういう意味で非常によく理解したすわけでありまして。この八〇%以上もある外国船の積み取り比率を、せめて五千ドル、六千ドルという政府管掌の会計の中で買入れるもの等に対しては、これはいつまでどうすれば全部国内船に切りかえられるかというところにつきましては、農林省でも案を立てて近く経済閣僚会議でまた検討しようという方向についておりますし、通産省も邦船使用ということに対しては非常に強く各業者に行政指導をしておりますし、それに対して今度自社の建造ということに踏み切らざるを得ないわけでありまして、こうしたければなかなかやれませんから。自社

船の建造にも関連させまして、邦船の積み取り比率というものをこれは上げようという考えであります。

○天田勝正君 時間がありませんから、あと一問しかできないと思ひます、やむを得ませんから。大臣も同じ考えを持つておるので、この問題はやはり要望しておくよりしようがないと思ふのです。少しぐらいのリベートがあるから、外貨の関係から国損がはつきりしているのに、あえてやつておる。腹が立つわけですね、正直。それで、実政府が買入食糧であり飼料であるのですよ。ただ政府という機関がじかにやれないから、それを一庶民間に請け負わせる、そういう形なんであつて、その連中がちつとぐらいいりべートがもらえたからといううなことで、そんなことを続けているというこれは許せない。われわれはまあ今度の食糧会計の改正は、まことに事務的なものから、これは実は賛成しようと思つておるのですけれども、この一点でひつかつておるのが実情です。そういうことですから、ひとつこのういうときこそ政治圧力をかけてけつこうなんです。ますますひとつ勇氣をふるつていただきたい。

それから、いま港費の話が出ましたが、特別とん税の改正によりまして、幾らかわが国の港費も外国に比べて上がつてきた、こういうことではあります。しかし、これは税金だけで比較すべきものじゃない。港費全体としてやっぱ比較すべき問題です。そうすると、私の調べでは、まだまだ著しく日本のほうが低いのです。自由港は別です、自由港はどこだつて安いにきまつておるのですから。自由港を

除けば、日本の港費はとん税、特別とん税、みんなひつくるめてすべて安い。この間ちょっとだれかの答弁で、税金だけ比較するとだいたい近くなつたという話がありました。これは税金だけ比較するのは間違つておるのであります。港費全体で比較すべきなんです。こういう点からいへば、いま指摘したとおりであります。大臣は、こういうことこそ国際水準並みに持つていつてしまふべきで、向こうに行つたときに取られておるのに、こっちに來たときにだけ取らないといううな、そんなばかなことはない。これはやはりスケジュールでも組んで正すということになつておりました。か。またなつておらなければ、今後おやりになる予定ですか。

○國務大臣(田中角榮君) 御指摘のとおりでございます。まあその第一段として今回改正をお願いしたのであります。ところが、内国船主、いわゆる日本船主に対しての負担も上がるわけでありまして。その負担を上げないようにはできないか。これは二重価格をやれば一番いいわけでありまして。国内船主に対してはこれだけ安い港費使用料を、外国船主に対してはこれだけ上げる。しかし、これがガツトにおいて一番問題になつておるわけでありまして、そういうことは絶対にできない。それじゃどうすればいいかというところになると、結局地方税、それから金利の問題、そういう問題でいろいろ、国内船主の負担は軽減をしながら、港費は上がるけれどもこっちのほうで下げろのだ、こういうことにならなければ一挙にはなかなかできない。

スケジュールをきめておるわけではありませんが、とん税、特別とん税法を出せば当然そういう御質問が出ることはあたりまえでありますから、そういうことに対して運輸省と大蔵省の間でこれからひとつ検討をしながら、どうすれば一体どの程度まで上げられるのか、中には香港等非常に安いところもあります。そういう特別な事情が日本にあるのかどうか。いままでこういう問題に対しては、どうも中に入らないで、とばかりで値上げ反対、こういうことでありましたが、案外やつてみると、国内船主の負担は軽くなるのだというところは理解できるわけでありまして、知恵をしぼつてできるだけ早い機会に、その港費使用料等の引き上げによつて国際収支の改善の一助にしたいという基本的な考えでございます。

○鈴木市藏君 時間がありませんので、二つだけ質問したい。質問の項目だけを先に言つておきます。一つは関税政策について、二つ目の問題は輸出所得の特別控除制度を廃止することについての経過的な措置について、この二つの問題について質問したい。当委員会にもかかつておる関税定率の一部改正は、これは全く定見がない。これはまたすぐ変わるのじゃないか。これはいま、御承知のように、関税の五〇%一括引き下げの問題や、E E Cの問題や、あるいはまた国連の貿易開発会議といったようなさまざまな問題があつて、いまは全く新しい形の関税競争の時代だといわれておるわけですね。こういうときにおける関税政策の基本というのは、一体どこにあるのか、これをひとつ質問したい。

そうして、二つ目は、これと関連を  
して、現在日本とアメリカとの間には  
関税の格差が非常に大きくあると思  
うのです。関税の格差が拡大しつづ  
める。これを根本的になくすための対策  
は一体どういうことを考えておられる  
のか。この二問を質問したい。

○国務大臣(田中角榮君) 関税率に對  
して今度の改正案はあまり長期的なも  
のではない、そういう考え方は、関税  
に對して基本的な考えを聞かなけれ  
ばいかぬという立場に立つておられる  
ようでありま。まあ国内的な関税の  
問題と國際的な問題とごさいま。國  
内的には、関税率を引き下げると國內  
的な産業は打撃を受けるわけでごさい  
ますので、普通の税金は下がるほうが  
いい、それから関税率は高いほうがい  
い、こういう考え方が国内的に一般的  
にごさいま。しかし、日本も貿易を  
拡大していかなければならない貿易依  
存の國でありますので、ただ国内的に  
見て関税率は高いのがいいのだ、外国  
製品が入ってこないほうがいいのだと  
いう考え方はいいわけでありま。  
でありますから、ガットにおける  
関税一括引き下げ交渉に對しては前同  
きに對処するということでごさいま  
す。

しかし、アメリカが提唱しておる一  
括五〇引き下げも文句言わず全部の  
ものかといふと、これは日本の特殊な  
状態もございませう。精神的に  
は、國際的な条項において関税一括引  
き下げに賛成であります。ただし、日  
本には特殊な事情もございませうとい  
ふことで、日本の自主的立場を十分主張  
して、なお國際的にはおくれをとらな  
いように、こういう二面作戦でいつて

おるわけでありま。もう一つは、関  
税率を引き下げても、相手國が日本に  
對して差別待遇をしておるといふこと  
が撤回されない以上、何にもなりませ  
んから、対日差別待遇はぜひ撤廃して  
もらいたい、私たちも世界の貿易經濟  
發展のために関税一括引き下げもや  
りましよう、こういうことを関税交渉  
の基本としたしておるわけでごさいま  
す。

それから、第二の問題は、アメリカ  
と日本との関税率の差をどうするか  
という問題であります。アメリカと日本  
とE.C.を比べると、大体日本はE  
Cとアメリカの中間にある、こうい  
うふうに見ればいいわけでありま。  
確かにアメリカも、関税引き下げとい  
うことを世界に宣言しながら、自國の  
関税に對してはいろいろ議論があるわ  
けでありまして、こういう問題は日米  
間において十分交渉しながら、ガット  
の間においても二國間交渉ということ  
でいろいろ問題を解決していくわけ  
でごさいま。でありますから、まあい  
ま申し上げることはケネディ・ラウ  
ソンの交渉の過程においてお互いの意  
見の開き、率の差というものはだんだ  
んと縮まっていくことだと考えま。

○鈴木市藏君 この問題は、具體的な中  
へ入って、政府委員と一問一答をやる  
うと思っておるわけですか、あまり  
大臣からこまかいことを聞いたら、あ  
うがありませうけれども、特に日米関  
税の格差を根本的に改めるという対策  
について、残念ながらいまの答弁は  
非常に不満足です。実情を大臣はあ  
まり知らぬのじゃないかという気さ  
す。アメリカに對する日本の輸出の位

置というのは、大体二位から三位で  
よ。しかし、アメリカの関税収入にお  
いては日本は第一位なんです、アメ  
リカの関税収入の立場からいけば、非常  
に高率なんです。そして具體的な問題  
を一つあげればいいのですけれども、  
これは時間がありませうから、やめま  
すけれども、関税については自主性が  
ない。自主性なし。日本の関税政策は  
全く自主性なし。その日暮らしといわ  
れてもしかたがないような実情なん  
です。これはあとで政府委員とやりま  
す。

それから、時間がありませうから、次  
の質問の一つだけ移りますけれども、  
輸出所得の特別控除制度の経過的な  
処置ですね、あるいは例外的な処置と  
いってもいいです。これを何らかの形  
で認めなければならぬような実情に  
追いついていないのじゃないかと思  
いますが、一体どういふお考えですか。

○国務大臣(田中角榮君) 輸出所得控  
除の問題につきましては、三月三十一  
日に解消して、新しい改正後の処置に  
ゆだね、移行するということでごさい  
ますが、しかし、いま一番問題になっ  
ておりますのは、輸出船及びプラント  
輸出の仕掛け品が問題になっておりま  
す。三月三十一日に飛び込み契約をし  
たのじゃない、現在もう七割までで  
きておる、八割までできておる、場合  
によっては九割までできておる、こう  
いうものもあるのですが、そういうもの  
はひとつ経過処置としてやってもらえ  
ないかということですが、船は実際に  
おいてそういうものであつても、九割  
も八割もできておれば、三月末の決算  
でもって計上してもらえば当然適用を  
受けるわけでありまして、上げないで

おつて、その次の期その次の期と四、  
五年間分割であれば、その分割のつど  
に決算に計上するということになる  
と、やはり現在の段階においてなかな  
か経過処置をとることはむずかしいの  
ではないかということでありま。特  
に、租税法主義でありますから、三  
月三十一日にやめま。こう言つて  
おいて、三月三十一日までと本年十  
二月三十一日まで請求をして、本年三  
月三十一日現在で仕掛け品の竣工度  
五〇%をこしているものは認めるな  
どと言へば、税法そのものを延ばすとい  
うことになりま。税法だけやめ  
ておつて何かうまい国税庁長官通達を  
というのですが、これもなかなかむず  
かしい問題のようでありまして、いま  
の段階において経過処置をとれるかど  
うか、きょうあすの問題でごさいま  
すが、検討しておりますが、なかなかむ  
ずかしいようでごさいま。

○鈴木市藏君 これ、私は時間があ  
りませうから質問を終わるわけです  
が、大臣、きのうの晩新聞に出てお  
ります点はかなり具體的なんですね。こ  
の経過処置についてはむしろ田中大  
蔵大臣が一番積極的だといふような意  
味の新聞記事が載つていますが、これ  
は全然間違ひです。経過処置は現状  
においてほとんどとらぬ、とるべ  
きでない、こういう見解だといふふう  
に承つてよろしうございませう。

○国務大臣(田中角榮君) 通産大臣及  
び運輸大臣から非常に強くこれを要求  
せられております。経済閣僚會議の議  
題にもなつておりますが、いすれにし  
ても、私がどうすることはできないの  
であつて、徴税當局の考えでありま  
す。でありますから、これは税法法定

主義でありますから、通達を出せとい  
うわけにもいきませうし、検討させ  
たわけでありま。いまの段階におい  
て、三月に計上する、三月決算に計上  
する分以外はなかなかむずかしいとい  
う結論のようでありま。であります  
から、私がこまかく検討を命じてお  
るということも事実でごさいま。こ  
ういふふうにしなさい、こういうふう  
にするのだといふような記事ありとす  
れば、誤りでありま。

○委員長(新谷實三郎君) それでは、二  
時半に再開することにいたしました、  
暫時休憩いたします。  
午後一時三十五分休憩  
午後三時十六分開会  
○委員長(新谷實三郎君) 委員会を再  
開いたします。  
午前に引き続き、十四件を議題と  
して質疑を続行いたします。御質疑の  
おありの方は順次御発言を願いま  
す。

○鈴木市藏君 関税率法について、  
具體的な内容について二、三聞きたい  
のですが、この関税暫定措置法の本文  
の改正について、関税特別還付金の適  
用期間を延長したのですね。

○政府委員(佐々木庸一君) 石炭対策  
のために、電力並びに製鉄業につきま  
して、石炭を引き取りましたものに対  
する関税の還付金制度を、さらに一  
年延長方をお願いした次第でありま  
す。  
○鈴木市藏君 これは、六三年の四月  
に改正されて、一年の限時立法であつ  
たのだが、またこれを延長する理由と  
いうのはどこにあるのですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 石炭対策  
 といったしまして、石炭のコストがなお  
 割り高でありますけれども、石炭業に  
 関連しての雇用の維持その他の目的を  
 達成しますために、重油に比べて割り  
 高な石炭をなお製鉄業、電力事業等  
 によって引き取ってもらうことが必要で  
 あるからであります。

○鈴木市藏君　しかし、私は、この法律は、これをまたさらに一年延長するということは正しくないと思うのです。現在石炭のいわゆる合理化の進展状況は、今日なおかつこのような特別の還付金を必要とするような状況にあるかどうか、ありはしないですよ。そしてこれは具体的に一体どのくらい還付しているのですか、金額。

○政府委員(佐々木庸一君) 還付の実績を申し上げますと、三十七年度は電力に対して六億六千万円、鉄鋼に対して八千万円でございます。三十八年度の見込みといたしましては、電力に対して十三億、鉄鋼に対して三億円になるものと見込んでおります。

○鈴木市藏君 これは石油一キロリッ

トルについていまだ五百三十円であったものが六百四十円に、百十円の上値上げをしているのです。また、重油については五百七十円のものが六百六十円に値上げしておる。そういうたものはいわゆる鉄鋼十一社、電力六社、ここには還付するわけです。特別還付金で、しかし、上がった分の石油や原油を買っておる中小企業や、あるいは石油を使用しておるところの農村なんかに対してはどうなんでしょうか。上がらねばなしじゃないですか。関税が上がったって、大独占資本家には上がった関税はちっとも痛くない、還付して

くるのだから。ところが、上がった分だけそれを負担しなければならぬものは、中小企業の内燃ボイラーとか、農村、この関税措置は明らかに中小企業や農村いじめじゃないか。具体的にそうなっているじゃないか。これをさらに一年延長するというのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(佐々木庸一君) 鈴木委員  
御指摘の関税の引き上げというのは、  
石炭対策としてやられております。石  
炭をよけいに引き取る大口のものにつ  
いて、その大きくなります負担を減す  
ことによって石炭の引き取りを容易な  
らしめようというのが政策でございます  
して、やむを得ないものと考えておる  
次第でございます。

○鈴木市蔵君　それはやむを得ざるものと言うけれども、つまり石炭の対策費を捻出するためにこういう処置をとったからといって、なぜ一体中小企業や農民が、石油を使うそういう人たちがこの関税の値上がりによって損失をこうむらなければならぬかという、合理的な根拠を聞いておるのです。あなたはやむを得ない、やむを得ないと言うけれども、これは實際問題とすれば、中小企業なり農村の犠牲において石炭対策費を捻出したものといってもさしつかえない。電力や、鉄鋼は還付金が来るのだから、別に関税が上がったからといって痛くない。結局、この関税が上がって痛いものは、いま言ったようなそういう人たちなんです。政府は中小企業対策を何とかするとか、農村を何とかすると言って、事実においてこの関税をまた一年据え置くとくということは、これだけやはり中小企業なり農民なりを苦しめることになる。

る。言明と反対していると思う。やむを得ないということにはならぬと思う。これはあなたに答弁しろと言うても困難かもしれないけれども、そういう性格のものとして、この特別還付金制度というものが、これは一年こつきりでやめなければならぬ。それをまた延長する。あなたはさつきやむを得ないと言ったけれども、やむを得ないということじや済まされない。この点についてあなたどう思いますか。

○政府委員(佐々木庸一君) なかなかむずかしい問題の御指摘であると思います。ただし、鉄鋼業、電力業に返しておりますのは、鉄鋼業、電力業が負担しております関税を返しておるわけでございます。中小企業者その他の方の負担しておられるものから資金を調達して返しておるわけではないのでありまして、ただし、同じような恩典がないではないかという御議論の点が残るかと思えます。

ただし、現行の暫定法の規定にはいろいろな免税ないし減税の措置がとられておりますが、たとえば農林漁業用の重油につきましては、これを特定のものに限りまして免除の措置をとっております。肥料製造用の原油につきましても、免税の措置がとられております。そのような措置がとられておりますことは、この石炭対策としてあげられました関税の引き上げを緩和するものであらうと考える次第であります。

○鈴木市藏君 それは性格が違いますよ。これは石炭の合理化を進めるために、石炭対策費を捻出するためにとられたのです。その石炭の合理化を進めるために、なぜ一休中小企業や農民が

関税の引き上げによって犠牲をこうむらなければならぬかという、その理論的な根拠がないと言うのです。さつきあなたの答えたのと性格が違うのだ。そうでしょう、だれが考えてもそういうことでしょ。それを言っている。だから、こういう特別還付金制度はやめるか、しからずんばもとに戻すか、いずれかだと思ふのであります。そうでなければ、またこれは事と次第によつては既得権化しますよ。こういうことは常にそうだ。したがつて、私はこういうような悪法は即刻廃止すべ

きた。期限の延長なんというのはいったいどうなるのかだと思ふ。石炭需要の確保をはかると思へば、別途他の方法をもつてやればよろしい。石炭需要の確保をはかるために中小企業や農民を犠牲にするのは、これは筋違いもはなはだし、こういうことを指摘して、時

間もないから、次の問題に移ります。

それは第十条の二に、今度「給食用の脱脂粉乳の転用」という項をつくりましね、これはどうですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 学校給食用の脱脂粉乳が輸入されたあと配給をされたまま、その過程において品物が

損傷したりよごれたりするものが出てまいります。それらは食用に供することとが不適当と認められる場合がございますので、これをえさに回す便法措置を講ずることにいたしました。ところで、学校給食用ないしはえさとして輸入しますものは、関税の減免を行ないます関係上、特定の用途以外に使うことはお断わりをするわけでありまして、ところで、法律の関係上、学校給食用として入りましたものは学校給食以外に使ってはならない、こういう制限を

○鈴木市藏君 それは第十條の二の項のことである。一項はどうですか。あなた一つしか言っていない。もう一つある。

○政府委員(佐々木庸一君) 給食用の脱脂粉乳の転用につきましては、規定は、第十条の二だけでございます。

○鈴木市藏君　そうすると、これは輸入飼料のほうの關係にも関連があるのので聞きますが、この年度の計画を見ると、三十九年度は脱脂粉乳の輸入は考えていないのですね。計画はないのですね。これは食管会計にも關係があることなんですけれども。

○政府委員(佐々木庸一君) 一般割り当てはないかと思いますが、学校給食用の割り当ては行なうことになっております。

○鈴木市藏君　割り当て……。おかしいじゃないですか。その用に供することとができないというものをあらかじめ割り当てるのですか。これは割り当てというものはないはずですよ。

○政府委員(佐々木庸一君) 転用につ  
きましてはお話のとおり割り当てはござ  
いますせんが、私がお答えいたしましたし

たのは、学校給食用ということを申しました。それが運送の途中その他のときに変質及びこれその他の事故が生じましたときは、えき用に転用することがあるということでございます。

○鈴木市蔵君 つまり、えき用に転用することができるといっても、輸入飼料というものの中には脱脂粉乳を——つまり輸入飼料というものを政府は一つも考えていないのです、計画の中を見ると、この食糧管理は、大体そういうことがずっと書いてあるのですけれど、政府の資料を見ても、脱脂粉乳は三十九年度は輸入計画はないんです。そうすると、どういふことになるかという問題ですね。そうすると、この脱脂粉乳を給食用で入れるわけですね。給食用で入れて、「用途に適しなくなつたことその他やむを得ない理由」と書いてありますね。この法案を見ると、「その他やむを得ない理由」とある。こういうことでいきますと、用途に適しなくなつたことと、その他やむを得ない理由によって転用することができるといふことを書いておけば、幾らでもこれは抜け道はつく。こういう抜け道を

つくっておく法律を、これはことばはちょっと過ぎるかもしれないけれども、脱脂粉乳の密輸の公然化にひとしいものじゃないかとさえ思うのですよ。考えてごらんないさい。給食用だといつて入れる。これは関税はないんですからね、入れる。ところが、ちょっと色が変わつたために転用しようじゃないか、悪意でやれば幾らでもできることです。現にもう脱脂粉乳については密輸の問題などは相当起きておる。知っておられるでしょう。だから、この払い下げの場合に不正介入の余地が

非常に多くなる。それとともに、そういうふうな、つまり給食用に適しないような脱脂粉乳が入つてきても、苦情をつける、こんなものはけしからぬじゃないかといつて苦情をつけるのか、送り返すとか、そういうことができなくなつてしまふ、他に転用することができるといふから、他に転用するといふ法律をつくつておけば、色が変つてこようと、においがついてこようと、異物が混入してこようと、どういふことはないんじゃないか。給食がだめなら、ほかのものにすぐに転用できるといふことになる、どんなものがまじつてきたつて、どういふことではない。こんな法律をあらかじめつくつておくといふことは、私はまさに國辱的なやり方だと思ふんです、こういうものをつくつておくといふことは、相手國に対して給食用だから厳選をして——私たちは給食用の脱脂粉乳そのものに反対なんですから、かりにそうしたとしても、給食用の脱脂粉乳には念には念を入れなければならぬのだけれども、しかし、その必要はなくなつてしまふ。この法律ができてしまふと、他に転用することができ

のだから、やむを得ない理由があるならば他に転用してやることができるということになるならば、何といふことにはなくなつてしまふ。今日まで、色が変つた、においがついた、異物が混入したなどということは、去年東京だけでも百八件もいふゆる苦情がついた、脱脂粉乳については、ますます苦情が大きくなつてくるということが想定されるのですよ、こういう法律をつくつておけば、どう思ひますか。

○政府委員(佐々木庸一君) 鈴木委員御指摘のような問題は、当該脱脂粉乳が国内に回されます前に、港において引き取る際にあります厳重な検査をすべきものと考へます。私もこの提案をお願いいたしておりますのは、正當なものとして港に引き取られましたものが、国内の輸送の途上においてい

るような変質その他の事故が生じましたときを想定しておるのでござい

ます。これがありませんといふと、食用に供し得ないようなよごれたものを処理する方法がなくなつてしまふわけ

でございます。まさかそのものを食用に供することを強制するわけにはまいりませんので、現実に即した措置を考へて提出した次第でございます。

○鈴木市蔵君 あなた、そんなことを言つたつて、去年一年だけの実績から見ても、あなたの言つてゐることは正しくない。港でもって厳重に検査をして、クレームのあるものはそこで処理をするといふのはうそです。各学校に行つてそこで調べてみたら、においがついた、色が変つた、異物が混入した、スパナのような固形物が入つていたといふことだらう。そうした生きた事実から見ても、あなたの答弁はごまかしです。そうしてあなた、転用の道をおろかじめ先に法律でつくつてお

く、こういうことになつたら、やむを得ないのではなくて、転用が合法化される、どんな場合でも、そのおそれなしといふことは言へません、今日までの実績から見ても、私はこのよ

うな項目を、このような法律を新設したといふことは、これは非常に間違ひだ。あくまであなたがおっしゃるよう

に、港の段階でそれをびしと押えるという今後の自信がありますか。

○政府委員(佐々木庸一君) 契約面から申しました責任の面では、そういうことではないかと思つておるわけであり

ます。鈴木先生の御議論でございませうけれども、現実に食用に供し得ないものがありま

す場合には、私どもは転用を認めるほかにないと思つてゐるものでござい

ます。その点は、もつと現実に即しました解決の方法としてやむを得ないものとして御理解をお願いしたいと考へておる次第でございます。

○鈴木市蔵君 いままではどうして

いたんです。この法律がなかったときはどうしたんですか。この法律がなければ転用ができな

いようなことを言ふんですが、いままでこの法律がなかったときに、いま現にどうしてゐるんですか。給食に供せ

ないような脱脂粉乳の処分はどうしてゐたんですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 現在は便宜的な方法をとつております。各学校に配給され

たものが不良品であるとなつた場合には、これを学校給食

会の果の段階だと記憶いたしてお

りますが、そこへ集めまして、そこから飼料用に

売ることになつておる。現実には、何と申しますか、びぼう策をとつておるわけ

でございますが、この方法によりますといふと、学校給食用という制限のためにつけられ

ました条件というものが落ちませんもの

ですから、現場においては非常に事務処理に困難を来

すわけでございます。事務処理を筋を通してはつきりさせるた

めに、便宜的な現在のやり方を法律上正しいものに直したいと考へておる次第でござい

ます。

○鈴木市蔵君 時間がありませんから、これだけでもう質問をやめな

ければなりませんけれども、その脱脂粉乳

いろいろいま議論があります。特にこ

れを食用に供するために、子供たちに供するために輸入するといふことにつ

いては、世の多くの母親たちにおい

てはむしろ批判的な意見が非常に多い

これを、アメリカの余剰のこういつた

ような農産物の口を、脱脂粉乳とい

ふ形で輸入をして、そうして給食用

という形で輸入をしておきながら、つ

まりそれが給食用に適さなくなつたとい

ふことは、日本側の処置ではなくてア

メリカ側のこれは不届きな処置なん

です。この不届きな処置を、転用とい

ふ法律をつくらしめることによつて日

本がしりぬぐいしなければならぬとい

ふ理由はどこにありますか。転用をでき

なかつたら、送り返したらいいんで

す。あなたたちはいつでもそうなん

です。転用ができなかつたら、送り返

したらい。給食用に買つたが給食用

に適さなかつたといふことで、送り返

したらい。そういうことをこうい

ふ法律の中に明らかに規定するな

どいふうなことは、まさに私は國辱

ものだと思ふのです。そういう意味によ

つて、この第十条の二の二項はもう一

べん出直したらよろしい。現状はな

るならば現状のままでよろしい、そ

ういふうに私は、これは意見になる

けれども、最後に申し述べて、時間

がいから、これでやめます。

○渋谷邦彦君 午前引き続いて、

国立学校特別会計制度についてお伺

午前においては、大臣の出席がありまして、今回の特別会計制度の大綱についてその考え方を伺ったわけでありますが、少しく時間をいただきましたので、もっと具体的に聞いてみたい点がありますので、お伺いするわけでありますが、まず第一に、この条文にうたわれてありますとおり、第一条で、国立学校の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、一般会計と區別して国立学校特別会計を設置し、文部大臣が管理する、このようにあるわけです。特別会計を設置することによってそういうような整備拡充がはかれるという具体的な根拠と、なぜそうなるのかという理由について、まず最初に伺いたいと思ひます。

○政府委員(相澤英之君) 国立学校特別会計法の第一条にこの特別会計の設置の目的が書いてございしますが、それに「国立学校……の充実に資するとともに、その経理を明確にするため……一般会計と區別して経理する」と、かようになっております。そこで、この特別会計法は会計経理に關します技術的な立法でございまして、直接この法律自体が国立学校の充実に資するものとして、かように断言することは困難であるかと思ひますが、この特別会計法上の種々の制度を活用することによりまして、国立学校の施設設備、その内容の充実に資する、こういうような関係になっております。

を施設整備に充てることができること、それから国立学校付属の不用財産の処分収入を施設の整備その他に充てることができること、それから病院に關しましては長期借入れ金の借入れによつて施設整備の促進がはかれること、それから特別会計の弾力事項の適用によりまして病院その他の収入の超過額を歳出に充て得る、いわゆる弾力事項を発動できること、あるいはこれは特別会計法の制度と直接關連はございせんが、国庫債務負担行為の活用が容易になりまして学校の施設整備を計画的に行なうことができるようになること、そういったような点でございします。

○渋谷邦彦君 どうもちょっと、少々抽象めいていような箇所もありまして、十分な理解を与えるだけの論拠に乏しいと感ずるんです。何せ時間がありませぬので、こまかい点を追及するわけにまいりませんが、いま積み立て金の問題が出たんですが、これは私が確定に掌握した問題ではありませぬので、ただ風聞として聞いた内容を申し上げますと、国立大学協会において、要するにこの剰余金として残されたその金の使途については、十分使えらるであらうというふうな予想を立てていたらしい。しかしながら、今回の法律案を見ると、非常なきびしい制限を受けている。その中でわずかに施設に對する整備費としてしか使えない、こういうような解釈をされて、非常に今後の運営のあり方についてきわめて憂慮している考えをお持ちしているというふうなことを聞いておりますが、この点についてどういうふうな考へておられますか。

○政府委員(相澤英之君) 決算上の剰余金の一部、これは法令でその一部について指定をすることになります。これは歳入予算の超過分でございしますが、これは積み立て金として積み立て施設整備に充てることができることとを予定しております。この積み立て金の積み立て方並びにその使途に關しましては、国立学校側の御要望に――私が国立大学協会のこの特別会計制度についての意見として出てきているところから判断しますと、その御要望に沿つておると存じております。と申しますのは、国大協の例の一月二十三日の意見には、「この会計の剰余金は、全額この会計の財源とし、歳入予算超過分の一部は積立金として積立て、施設整備のために歳入に繰入れらるものとす」と、こういった事項がございします。この要望に沿ひまして、国立学校特別会計法におきましては、積み立て金の積み立てに關して、第十二条の第三項に規定を置いたわけにございします。

○渋谷邦彦君 話が飛び飛びになるかもしれませんが、今回の法律案上程に際しまして、国大協においてもあまりに突然のことではございまいらうかという感じが言われております。なぜそうした国大協あたりの意見等も十分にんじやくしながら今回の法律案上程に踏み切らなかつたか、その辺が、なぜ急いだか、いろいろの事情があつたにせよ、非常に不透明な感じを受けるわけでありまして、その点の経緯について具体的に説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(中尾博之君) 国立学校の特別会計制度につきましては、旧特別会計制度は事実上特別会計的な意図で

もつて運用されることの実体がなくなりまして一般会計に合併せられまして以来、やはりどういふ制度がよからうかということにつきましては、各方面のいろいろ御研究があつたと思ひますが、財政当局者といひましていろいろ検討いたしてまいつたところでございます。最近におきまして国立学校の実体もだんだん固まつてまいりまして、一時は従来にならぬ新しい新制の大学が全国にできまして、それらについてはどういふものであるか、あるいは旧軍の施設等につきましてもあるいは旧軍の財産の一時使用であるといふような、いわばとりあへずの形になつてまいつたのでございしますが、だんだんとその基礎も確立いたしましたので、資産の關係におきましてもそれぞれそれ相當の措置が固定化してまいっております。で、今回はそれに合わせて、最近におきましますところのいわゆる技術革新と申しますか、あるいは技術革新の面が一番大きいのでございまして、それが二重、三重に国立大学にいろいろ影響を及ぼしてございまして、一方で大学の施設そのものが非常に更新を要する、新しく近代化することを要する、これは一方でまた立地の關係からいましてその条件が變化をいたしまして、これを集中したりあるいは移転をしたりというふうなことが非常に大事な問題になつてまいりました。そういうふうなことから、従来とも一般会計自体から、いろいろそういうふうな学校の実情に應じまして、予算上もいろいろなくふうをこらしておつたのでございしますが、やはりこの際本格的にひとつ学校の制度を、主として資産の区分管理と

いう面に重点を置きまして、これに對して資産を付与する、しかし区分と申しましてはも外から中へ入るの自由である、一たん入つたものは物でも金でも学校から出ないようになつていふことを基本にいたしまして、検討してまいつたのでございします。

具体的には今回の法案の立案を考えましたのは、三十八年度になつてからでございします。七月、八月ごろから、文部省からいろいろ資料もいただき、検討いたしました。が、何ぶんにも基本的な非常に大きな問題で、と申しますのは、午前にも大臣から御答申申し上げましたように、御批判はありましたが、簿価でも二千億、全部が土地、建物というわけではございせんが、といふような大きな資産を別除いたしまして、これを学校に現在管理されておる姿で、原則としてこれを無償で譲渡してしまふ。その中にはいろいろ、従来でございしますと、各般の行政に転用されたものもあり、交換されたものもございします。以後は物として、はそういうことが行なわれないにして、全部対価を払つてこれを使うといふことになつております。これらの点につきましては、やはり制度として相当しい切つた措置でございまして、そういうふうな關係によりまして、いわゆる最終案という形で最後の構想を得ましたのは十一月の末でございします。

そのころから十二月の初めにかけて、具體案というふうなものを大蔵省全体として、管財、理財あたりの關係の向きとも意見の調整を最終的に遂げまして、その形におきまして文部省側に実は御相談申し上げた、それが十二月の初めでございします。

それから、文部省側におきましては、学校側とのいろいろな御交渉があるわけで、これを文部省側にお示しいたしました。つきましては、こういう構想でどうであるかということでお示しをいたしましたので、こういうことでも適当であるかという確信を持ってお示しをした次第でございますが、事柄は特別会計——文部省の所管の問題であります。文部大臣がこういう体制をもつておやりになるならということについても御検討なりお見通しなりがあつて初めてこの制度が生じるものでございますので、その点のまず御検討をお願いしたというのが実情でございます。その結果、文部省側におきましても、学校側ともいろいろ連絡をとられ、原案についての検討はもちろんでありますが、これについて大蔵省側としてこういう案を持つてくるということは何か学校にとつていろいろ便利な点があるけれども、一方で国立学校でございますからいろいろな財政的な便利な点が得られるにしても、その根本はやはり国の税負担をもつてするところの経費をもつてこれをまかなわなければならない施設であることは明瞭でありますので、それらの点についての疑いがあるては非常に困る。そういう点については大蔵省は間違いないだらうなという点につきましては、再三にわたつて念を押された次第であります。で、検討の期間におきまして、そういう趣旨ではないので、そういうものはもちろん従来どおりやるのであるけれども、そのほかに、いま先ほど来申し上げましたような趣旨からそういう措置をつけ加えまして、大学の現状に對しましてこの際画期的にこれを充

実するところの手段を備えようというものであるということをお示し上げまして、それでその御了解があつたのであります。しかし、この点は大事な問題でございますので、大蔵大臣とそれから文部大臣との間にもその点についての明確なお話し合いがございまして、今回の法案の提出に至つた次第でございます。

なお、学校側と文部省側との経緯につきましては、私も承知いたしておりますが、直接は文部省側でもあり、話がもし間違ふといけませんので、その点につきましては文部省側から……

○政府委員(安嶋彌君) この法案に關しまする国立大学側と文部省の折衝の経過でございますが、十二月十九日に国立大学協会の役員会並びに第六常置委員会、これは財政担当の常置委員会でございますが、これが東大で開かれました、事務次官、私も等が出席いたしまして内容の御説明をいたしております。引き続きまして、十二月二十三日に國大協会の第六常置委員会が開催されたわけでございまして、けれども、この常置委員会にはさらに専門委員の教員等がこれに参加されたわけでありまして、この機会におきましても詳細にこの構想をお話をいたしまして、お

おむねの御了解を得たのでございまして、時日が十二月の二十三日というところでもあり、各大学にこうして検討する期間をほしいというところでもございまして、國大協の最終的な御返答は年があけてからお願ひをするということにいたしましたわけでございまして、しかし、いずれにいたしましても、その会議の空気が全般的にこれを了承すると

いうことでございました。

一月に入りましてから、各国立大学におきまして学内でいろいろ御検討の機会があつたようでございまして、一月の二十三日に国立大学協会におきましては總會を開かれまして、その意見をまとめて、会長であります東大の学長から文部省へ申し入れがあつたわけでありまして、したがいまして、この法案は、その申し入れないしは意見書に大体基づきまして作成をされておるわけでありまして、なお、この法律案が法律案として閣議決定され、まず前日に、文部省の事務次官が東京大学の学長、國大協の会長をたずねまして、内容について説明をし、その御了解を得ておるという経過がございまして、したがいまして、時間的には比較的短時間ではございまして、國大協との協議、相談につきましては、十分意を尽くしたつもりでございます。

○渋谷邦彦君 いまのお話ですと、十分意を尽くしたというお話でございますが、大河内学長の言をかりれば、もつと十分な検討の時間をほしかったという、そういう意見を申されておるということをお聞いております。そうしますと、いまのお話とだいたいニュアンスが違ふ点が出てまいるのじゃないかと思ひます。少なくとも、いかなる法案でありまして、それを上程する場合には、相当検討を加えて、時間的にも慎重審議がなされてしかるべきじゃないかと思ひますが、こういう全面的に変わるところのこの会計制度について、もつとやはり慎重な配慮がほしかったのじゃないか。それでなくとも、この問題については、課長も御存じのとおり、一部には相当の論議

をかもしている向きもあるようでありました。したがつて、いま申し上げた大河内学長の意見等々と比較してみた場合、いまの課長の回答が絶対確信を持って今日まで十分時間を尽くして、そうして検討してきたと言ひ切れるかどうか、その点を再度ひとつお願いしておきたいと思ひます。

○政府委員(中尾博之君) 大学の施設をいまして、これは運営費はもちろんで、その施設費の大部分と申しますか、本来的な部分は、これは当然必要に応じて一般の財源をもつてまかなうべきものであると心得ております。その分につきましては、この特別会計法の第三条に職入の列挙がござい

ます。一番大事な職入は結局、この會計におきましては一般會計からの繰り入れ金であるわけでありまして、なお、そのほかに運用そのものに伴いますところの普通の収入がございまして、これは、特別會計ができませんと、これに属属いたしますからと、これを別に特別會計を設けたからといつてどうかうというわけじゃありません。

○渋谷邦彦君 論点を少々変えまして、今度の法律案によりまして、いろいろな面で大学の職入というものが考えられておるようでありまして、そうした点から考えると、都会における大学の場合はいいて、特に恵まれな環境に置かれておる大学においては、その地域的格差というものがどうしても広がつていかなないかという不安を感じるわけでありまして、この点についてはどうのような処置と方針を建てられておるのか、お伺ひしておきたいと思ひます。大学の規模が違つてい

計にございましては一般會計からの繰り入れ金であるわけでありまして、なお、そのほかに運用そのものに伴いますところの普通の収入がございまして、これは、特別會計ができませんと、これに属属いたしますからと、これを別に特別會計を設けたからといつてどうかうというわけじゃありません。

に行なわれましても、別に大学全体の施設の整備を一般会計において責任を持って遂行するという体制については、それだけの影響しかないものというふうな御理解いただきたいと存じます。

なお、それらの手段を用います場合、それらの手段を用いるに適するような条件のある大学と、そうでない大学とあることは当然出てまいると存じます。それらの問題が一番むずかしい問題でございます。むずかしい問題でございますが、これが実は一般会計において処理いたしておりますことと、歳入は歳入といたしまして、歳出は歳出、歳入は歳入といたしまして、経費は見えていくとございまして、要らなくなったものはそのつど売っていく。その間に関連がございせん。これらに比べますと、今回は緊急性のある分は従来どおり一般会計の財源で見えていく、そのほかに事情の許せるものはこの特別会計によって初めて許されるような促進の措置を講ずるといふこととございまして、全体といたしまして、促進に回すことは間違いない。その間におきまして、たまたまそういう手段が利用できるところの大学がよくなったといたしまして、ほかかが悪くなるという関係はないわけでありまして、のみならず、今後会計が、実際にその運用において習熟されてまいりまして、十分活動されるようになりまして、三十九年度予算において見込まれますよりも、より多く、いろいろなこの会計によって与えられた手段の活用の実績があらわれるとは存じますけれども、それによりまして、非常に特殊な大きな学校がま

とめて移るといふようなことでもない限りは、まずはその技術的な分といひますか、大事な分は、大部分は結局一般会計の負担によって財源的に補われるわけでございます。その補い方によりまして、おのずからそこにはないらしい不均衡といふようなものはないように調整してまいるといふことは可能でございます。私どももそういうような弊害が意識されることのないように運用してまいりたいという気持ちを持っております。

しかし、御理解をいただきたいことは、そういうことで、決しておかしいといふような形の印象を与えるような結果にならないように運用は考えておりますけれども、一方で、従来の一般会計の制度でございまして、やはり収入はどうなるかわからないといふこととで、そういうようなやり方がやはり自発的にその意欲を起してまいりませんが、この会計がございまして、多少そういうような意欲を高めていただくといふことはあるかと思ひます。そういうような点で、それをまた全部一般会計の繰り入れでもってキャッシュセルしてしまつたのでは、これまた制度の趣旨が完全になくなってしまふといふところでありまして、その辺はかね合ひのむずかしいところとございまして、両方の配慮をうまくまぜ合わせまして、いずれにも片寄らないように、しかも実情に即して、なるべく早くこの国立学校の施設のレベルを高めていくようにといふふうに運用してまいりつとございまして、予算その他の関係から申しまして、それが十分可能であらう、こういうふうに考えている次第でございます。

○渋谷邦彦君 先ほど少し伺つたのでありますが、もう少し念のために聞いておきますことは、現在演習林がどのような事業方針をもって進められておるか、この点について、まず最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 一般的に、演習林と申しますと、まず造林の仕事があるわけでございます。これにつきましては、各演習林ごとに施業案といふものを作成をいたしまして、どこかの地区にどういふ植林をして、何年後に伐採するといふたような計画を立てまして運用をするわけでありまして、そのほかに、いわば一種の品種改良といたしまして、林木育種といふことをやっております。これは、たとえば成長の早い樹木をつくりだしますとか、あるいは害虫に強い樹木をつくりだしますとか、あるいは質のいい樹木をつくりだしますとか、そういう関係の林木育種といふ事業がございまして、各演習林におきましては、ただいま申し上げました造林といふ事業と林木育種といふこの事業を根幹といたしまして、全体の施業計画を立てておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 一部にあつた話だといひておるのですが、最近この収益をあげるために、いま御説明がありました林木育種であるとか造林、趣旨、まことにけつこうだと思ひます。その反面に乱伐が行なわれていないかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 乱伐といふお話でございますが、私もむしろ逆の心配をしておるわけでありまして、今年度予算、最終予算の内容におきまして

も相当改善を見たわけでありまして、むしろ伐期が到来いたしましたし、再生産等の関係においてその伐採、研伐が十分行なえないといふような状況がむしろ心配されるわけでありまして、乱伐といふような事柄は私ども心配をいたしております。かつまた、そういうことを行なつた事例はないといふふうに私は承知しております。

○渋谷邦彦君 絶対にございせんか。

○政府委員(安嶋彌君) そのような事実があるとは聞いたことはございせん。

○渋谷邦彦君 それならまことにけっこうだと思ひますが、私は確認しておりませんので、何とどこで申し上げるわけに参りませんけれども、北大の演習林においてそういう事実があったやに聞いておりますので、ここでも念のために伺ひてみたわけでありまして、

で、実際におそらく研究用としてそういう演習林といふものの育成があるのだからと私は思ひますが、その研究課程や何かが終わった場合に、この造林はどういふふうに処分されるのですか。

○政府委員(安嶋彌君) 演習林の伐採には、やり方といたしまして二通りございまして、一つは、官行研伐と申しますか、大学が直営でもって演習林の伐採をいたしまして、丸太といたしましてこれを民間の業者に払い下げる、こういう場合と、それから、伐採自体を民間の林業者に請け負わせて、立木のままこれを払い下げる方法と、二つございまして。

○渋谷邦彦君 大学の直営と、それから民間に請け負わせてやるということとはわかりましたが、具体的に請け負わせる方法については、どんな制度が設けられているのか。

○政府委員(安嶋彌君) 直営の場合でございますと、これは大学の直営でございますから、大学が人夫を集めまして、かつ、それに必要な資材等を用意をいたしまして、研伐を行なうわけでありまして、立木処分の場合におきましては、これは会計法の規定に従ひまして、それぞれ多くの場合は隨意契約でございますが、隨意契約を結んで立木処分をいたしております。

○渋谷邦彦君 隨意契約であるといふお話であります、その契約からいって、今日まで何回かおそろく契約が取りかわされ、また事業の運営がなされてきたであらうと思ひますが、その間にいふ人々に疑惑を持たしめるような不正事実はなかったかどうか。

○政府委員(安嶋彌君) 最近におきまして、北海道大学の教職員組合が御指摘のような事実があるといふことをパソフレットにいたしまして配つておるようでございますが、大学当局並びに大学の演習林当局の説明を私も徹しましたところによりまして、適法な契約方式が組まれておりまして、疑惑を生ずるような余地はないように考えております。

○渋谷邦彦君 適法であるかどうかといふことは、これは事実問題で調べてみないと、これは結論を下せないと思ひます。一定の事務手続や書類等が完備しておれば、それは一応適法であると、そういう結論が成り立つこと

は、これは常識だと思ひます。しかし、いづれの場合にいたしましても、今日多く見られる不正問題というものは、その裏に隠された要素がいろいろと波乱を巻き起こして問題になるという点ではないかと思ひますが、そういう点については、文部当局として絶対にそういう事実はあり得ないという確証があるかどうか。

○政府委員(安嶋彌君) 私どもさような事実はないと信じております。大学の報告によりまして、隨意契約をいたします際に、おきまして、地元の木材業者三人以上に見積もり合わせ等をとつておるわけでございまして、その手続につきましては慎重な配慮が行なわれていて承知いたしております。

○波谷邦彦君 以上でございします。

○天田勝正君 私は、食糧当局を呼んでください。

○委員長(新谷實三郎君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記始めてください。

○天田勝正君 昨日並びに本日の私と大蔵大臣の質疑応答はお聞きになっておつたと思ひます。

そこで、伺ひますが、ここ数年間でよろしうございしますが、食糧会計によつて買入れる食糧及び飼料について邦船をどのくらい使つたか、外国船をどのくらい使つたか、その表はございしますか。

○説明員(亀田喜美治君) ちょっといま手元に資料がございしません。

○天田勝正君 しかばです、これは私がそのことのために食糧特別会計をとめる意図は持つておりませんけれども、

ども、しかし、これはまあ当然といつていい質問でありますから、委員長の手元までも後刻表をいただきたいと存じます。よろしうございしますか。

○説明員(亀田喜美治君) できるだけ整えて提出したいと思ひます。

○天田勝正君 そうすると、大まかな議論しかできませんが、大まかには私が指摘し、かつ大蔵大臣が認めたように、むしろ邦船は二〇%ぐらいしか使わず、外国船を八〇%ぐらい使つておるといふ事実は、そのとおりでしょうね。

○説明員(亀田喜美治君) ただいまのところ、その正確な数字はわかりませんけれども、私たち外国食糧なし輸入飼料を輸入します際には、商社が輸入したものを輸入港の倉庫で買つております。それで、倉庫で買つた価格の中に、運賃その他は、そのときどきの外国市況を調べまして、それをもとにしてこちらで買入れる際の予定価格を組んでおります。したがつて、その予定価格の中で、商社が邦船を使うかあるいは外国船を使うかという関係になつておりますので、私のほうから直接に邦船をどの程度、あるいは外国船をどの程度という関係が、いまのところ直接的には関係していません。

○天田勝正君 そういうところが根本的に認識不足なんです。おそろくそんな程度の考えではなからうかと思つた。しかし、あなた、私がここで質疑し、大臣が答えたように、もともと食糧会計に予算は計上されておるんです。本来的にいうならば、普通、公社であるとも民間の会社であらうとも予算があるんでありますから、——

買ひ主は食糧当局なんです、この場合、ただし、政府というものがそういう取引まですることがなかなか複雑である、複雑さを避けるというのか、そういう意味から業者が買つたものをこつちが買つた。だから、買ひ入れるまでより先はわからないというふうな状態だから、貿易外収支が一向改善されないんです。それも、どうも調べなきわかんないということは、まことに私は不満です。

それから、あなたのほうは、やはり外船を多く使つておるんだということをはわかりながら、これに行政指導でも業者にしたことがあるのか。あるいは、その実情はわかると言ふんだから、調査をなさつたと思ひますけれども、話し合ひでもしたことがあるんですか。いかがです。

○説明員(亀田喜美治君) いままでのところ、特別に邦船を優先的に使うようになつたか、そういう指導をしたこととはございしません。

○天田勝正君 それはまた、なぜですか。しないことのほうがおかしいじゃないですか。

○説明員(亀田喜美治君) これは、ある意味で、食糧ばかりじゃなくて日本全体の問題かと思ひますけれども、海運自由の問題とも関連いたしますので、特に食糧については邦船を優先するようになつた指導は、これは慎重にしなければならぬものじゃないかと、こ

ういうふうな考へておりました、いままで特にそういう指導をしたことはございしません。

○天田勝正君 そんな海運自由なん

で、とんでもないことを言ひなさんな。あの金持ちのアメリカだつてバ

イ・アメリカン、シップ・アメリカンで

すね。そのことも、あなたも聞いてい

るとおり、大臣とあれしている。そう

すると、あなたのおつしやるような海

運自由なんというふうなことになる

ば、まるきり大蔵大臣の答弁は、偽

りと言つちや言ひ過ぎだか知らぬけれども、そつちが今度変になつてくる。私の演説が長くなつちや質疑になりませんけれども、根本は、戦争前におきまして、貿易だけで日本はほとんど黒字になるという事はなかつたんです。常時的に。例外的にはあつたけれども、コンスタントには要するに貿易については赤字、貿易外収支でそれを補つた。貿易外収支とは海運収入なんです。ほとんど。それは、そういうふうに対外収支というものは、全体とすれば、何がしても黒字になるようにというので、行政指導もするし、政治的配慮も戦前だつて行なつてきたのです。ところが、戦後は、貿易も赤字で海運収入も赤字であります。そんなばかなことはないので、それに対して、あなた、海運が自由だとか何とか、われわれが想像つかないような議論を立てるのですけれども、じゃ、あなたのおつしやる海運の自由というのはどういふのです。

○説明員(亀田喜美治君) いままで、先ほど申し上げたようなことで、特に邦船優先という点については積極的な指導はいたしておりませんけれども、今後、先般大蔵大臣が申し上げましたように、国全体としてそういう方針がきまれば、その具体的な方針に基づいて、できるだけその趣旨に沿うように検討していきたいと思ひます。

○天田勝正君 まあ政府の方針がかくかくと出れば、あなたの方針はそれに沿うてやるといふけれども、この膨大な行政機構というものは、私はその逆のほうでむしろ多いのじゃないか。末端のそれだけのセクシヨンにおける人のほうが案外、大臣なんかよりも気づきやすいものもたくさんある。

で、いまの、要するに国際収支のことを考えた場合に、シップ日本であるかといふのはたいへんなことだから、私は携わる人がみんな気がついておると思ひます。いままでそれを、上のほうの方針がきまつてからな

どというのじゃなくて、下から上に上がつていくことをなげなさらないので、すか。そうすると、いままで全然あなたの方針の、なんですか、そのセクシヨンの人たちは、だれもそつて気がつかなくつた、こういうことになりませんか。

○説明員(亀田喜美治君) 一応そういう問題も考へてみたのですけれども、海運関係といふと、やはり国全体ないし国際的な関係もありますし、また特別会計がものを買ひ入れる場合には、会計として買ひ入れることができるものを安く買ひ入れるという経理上の法則もありまして、従来進んで邦船を使うというふうなことをしてこなかつたわけでありまして。

○天田勝正君 まあ一番後段のところについては次に聞きます。いまこでたしておくのは前段の分ですが、国内海運の關係があるというの、それは何があるのです。だつて、国内海運といつたつて、日本の船も、自国に買つてくるものを自国の船で運んでもらひたい、あたりまえのことだと思

う。ちつともそれを阻害する理由はない。これを推進する理由こそある。

で、そのほかに、さらにまた国際的な関係、それはどういう関係がありま

すか。これも私にはわからない。

もつと大國でさえも、自分の買うもの

は自分の國の船でなければ輸送できな

い。われわれのほう、日本あたりから

抗議したって、さっぱり言うことを聞

かないというのが現状でしょう。その

ほうも日本の船を使えばプラスの面と

そこそこの発見できるのであつて、何

か、どういふことなんでしょう。その

二つについて。

○説明員(亀田喜美治君) 食糧庁とい

たしましては、会計の面で、いま商社

から買ひ入れるときには競争入札とい

う形をとっておりませんが、その際に入

札予定価格としては、できるだけ安い

ということをや予定価格としてつくるも

のですから、どうしても特別会計の立

場からしては、まあ特に邦船とか外国

船を積極的に使えという意味は何にも

ないのですが、その点は無色でござい

ますが、時の海運市況を見て、一番安

い運賃を予定価格に織り込んで、した

がつて、その範囲内で商社が船選びを

するという関係になつてきているわけ

でございませう。

○天田勝正君 私、質疑ですが、主

張を言うならば、あなた方は、外船で

あるうと邦船であるうと、無色である

と云うのだけれども、無色じゃなく

て、日本の買うものはもう可能な限り

日本の船を使うべしという、そういう

色でやつてもらわなきゃ困るという主

張なんです。

それで、あなたはそれならば、この

普通の常識から考えて、当然日本の必

要なるものを買ふのに、日本船で運ぶ

べきものが、なぜ外国船がよい使わ

れているかということをお尋ねじです

か。

○説明員(亀田喜美治君) ちょっと寡

聞にして存じません。

○天田勝正君 そんなことじゃまこと

に困る。それはもう大臣でもみんな

知つてのことです。業者にリベ

トがあるのです。本来的に、農林省が

商売をしているのなら、そのリベ

トは農林省にやるべきリベ

トなんです。しかし、お役人さんは、まあ悪く

言ふならば、何かに招待されること

があつても、そういうところはほか

りであるくせがあるから、そのリベ

トは國の収入にならないで業者の収入

になつてゐる。だから得をしますか。

そうして、そのリベ

トの来るのが、

日本船よりも外国船のほうが都合が

いから、外国船を使つてゐるのです

よ。これは色をつけるとかつけないと

かの問題じゃなく、常識でしょう。

自分の買うものを自分のほうの運ぶ道

具で運ぶといううなことは、船で

あつてもなくとも、それがそうでない

ということは、あなた方が常にそう

いのは注意してもらわなければ困るの

です。

で、あなた、さつきおつしやつた、

これは物を、食糧、飼料等を買つた

ては、何としても安く買う。そこで、

業者同士の競争でわれわれが安く買

つてゐるからと、こう言ひました。行政

官の役割りではそれは一つだ。しか

し、すべてではないでしよう。国内同

士の取引ならば、一方が損し一方が

得をする、それでもまあ済むのです。

ところが、國際収支の場合はよそから

物を買うという以上は、すぐ國際収支

というものが頭に浮かばないということ

のほうがあつて、普通、常識

なら、売る場合もそう。外國と取引

する場合、當然國際収支という問題に

からんでくるのだ。からんでくること

を気がないやうなやうなやうなやうな

やうな公務員試験なんぞで要りやいな

い。そういう、あなた方が安く買つて

國民に供給するということは、それは

ほんの一部の仕事、あとは國對國とい

うことになれば、この國際収支改善と

いうことも當然配慮をしなければなら

ないし、もうそれと大きな役割でし

う。ところが、ますますもつて今後輸

入がふえるのが、それじゃ、あ

なた、今後飼料の輸入がどういふ推移

になると思ひますか、いかがです。こ

れはたいへんな量になりますよ。

○説明員(亀田喜美治君) 飼料も国内

畜産振興のたてまえ上ますますふえる

傾向にあると思ひます。で、先ほど米

の先生の御意見の、國で買ひ入れるも

のは國の船をという問題でございま

す。國全体の國際収支という立場と、

特別会計の、少しでも安く、それから

損失を少なくしようという立場があり

ますので、今後はその両者をできるだ

け調和をとるやうに検討していきたい

と思ひます。

○天田勝正君 これじゃ、とてもさ

っぱり質疑がらちがあきませんけれど

も、しかし、あなた方はそのセクショ

ンにおられるのだから、そういたしま

すれば、この國際収支ということには

氣づくはずだ。気がないはずがな

い。というのは、戦後外貨がないため

に、食糧の輸入に困つたでしよう。

困つたときの経験だけだつて、それは

國際収支というものはたいへんなんだ

ということはおわかりになつておらな

ければならないと思ひます。そうすれ

ば、もしその際、この国内における円が

足りないというならば、さつき私が言

うやうに、あなたの方のほうから上部に

申し入れて、円のほうはいかがでもな

する。しかし、外貨のほうは、それは節約

するか、新しく獲得するか、どつちか

するほかにしかたがないのだ、こうな

らなければならぬと思ひますが、それ

を農林當局は全然お考えになつていな

いというの、どう考へたつて解せな

いのだが、どうですか、その点は。

○政府委員(齋藤誠君) 輸入食糧の取

り扱いにつきまして、邦船利用を食糧

庁としてもつと考慮すべきではない

か、そういう御質問のやうにお伺いし

ておるわけでありまして、食糧庁とい

たしまして、従来から輸入食糧の扱

いにつきまして、邦船利用というこ

とについては非常に関心をもち、い

る業界とも話を進めてきたところで

あります。その中で、輸入食糧のうち

たとえば米につきましては、台湾米の

やうなものにつきましては、大抵邦船

と中國船と五〇%ずつ使用するという

やうな取りきめもありまして、邦船の

利用をはかつておる。また、南方米の

輸入につきまして、これは量も少な

いわけでありまして、これは量も少な

いわけでありまして、邦船の利

用を進めておるわけでありませう。

ただ、問題は、一番大きい麦類につ

いての取り扱いでありまして、これは

大蔵委員会でも天川先生から御指摘が

ありましたやうに、食糧庁としては入

札で安いものから買ふということにな

つておりますので、商社としては結局

外船または邦船の運賃も含めた價格

でこの入札に應ずるというやうなたて

まえになつておる関係もありまして、

従来は外船の利用率が非常に高い面

もあつたわけでありまして、先日も大

蔵大臣からのお話もありまして、われ

われといたしまして、邦船利用につ

きまして、船主あるいは商社等と話は

進めておるわけでありまして、実行上

といたしましては、いま言つたやうな

食糧庁の買ひ付けの考へ方とも関連

いたしまして、現状におきましては、邦

船利用についてのいろいろの問題点も

あるやうでございまして、十分成果が

あがつていないという実情でございま

す。

○天田勝正君 まあ大臣と私との質疑

応答は長官もお聞きになつてゐると思

ひます。いままでの質疑を御存じないの

であつて、それを繰り返すつもりもあり

ませんけれども、われわれは、この経

理部長が言つたやうに、外船であつた

邦船であつたやうに、外船であつた

御主張は困るというのです。それは

シブ・アメリカンをやつておられ

て、わがほうの抗議にもかかわらず、

なかなか聞かれないというやうな状態

で、それだけドル防衛をやつておるの

です。これがインドネシアあたりに行

けば、極端ですね。実をいうと、あそこ

で外貨を使えば、ほんとうを言うなら

ば、公定レートで二十分の一くらいに

下落してあります。無理やりに二十倍

も金を使わされるやうな仕組みにな

つてあります。おまけに、日本の援

助で建てられたホテルでもそうです。

それだけ要するに外貨というものはど

この國においても大切にしている。さ

れば、わが國においても海外から必要

なるものを買つて日本の船を使うといふことは、もう特別な施策でなくて、当然そういう考えなんです、私の考え方は。当然が当然でなくなつてきているというの、いろいろの答弁があつたが、結果は業者がリベートを取つてゐるのですよ。これは周知の事実なんです。だけれども、このことのためにあなた方のほうに幾らか安い食糧あるいは飼料というものが入る。けれども、これは、あなた方の仕事の一半にすぎない。いかに外貨が大切だかというの、日本に外貨がないために食糧輸入を思ふようにまかせなかつた時代がずいぶん長く続いたのです。それだけでも、別にベテランでなくてもわかる。そういうのですから、もしそのこのために円払いで済むことがあれば、これは四のほうを出して外貨のほうを節約する、これが当然しかるべきことだと思ふと私は言うのです。だから、国際海運の關係上とか何とかいふいろいろな説明がありましたが、国際海運の關係も国内海運の關係も、日本船を使つてもらふというところはどこも支障がないばかりでなく、日本船主のみんな喜ぶことです。ですから、これについては根本的に考えを改めてもらわなければならぬと私は思ふ。

○説明員(田中慶三君) 飼料が今後どういふような規模で輸入数量がふえていくかというお話でございまして、最近御存じのように畜産の生産が振興いたし、伸びておるわけでございまして、それに伴ひまして、飼料の需要も増大をいたしておるわけであります。さらにその上に、従来飼料として使われておりました粗飼料というふうなもの、それがだんだん濃厚飼料を多く必要とする傾向が出てまいりまして、最近急速な需要の増大を見えておるわけでございまして、これを輸入飼料で見えてまいります。昭和三十五年におきましては二百四十三万九千トンほどでございまして、三十六年におきましては三百二十万トン、三十七年におきましては、三百七十三万九千トン、三十八年におきましてはさらに伸びまして四百九十五万トン、および五百万トンの輸入に達しようかというふうな推定をされております。なお、昭和三十九年におきましては五百四十万トン程度になるんではないかというふうな、私も推定しては推算をいたしております。

○天田勝正君 ですから、最低年間五十万トン以上はふえていゝと見なければならぬのでしょ。それは過目も私は議論したのですけれども、草地造成に力を入れてみたところで、ほんとうに酪農に適合したい草をつくらなければ

ばコンスタントにいい乳は出ない。それはむしろ技術者の人に來てもらつたほうがいいのですけれども、いい草をたくさん与えるためには土質改良をしなければならぬ。その土質改良がまた、全国で名だたる町村敬貴、本院議員でありましたが、彼のところで実に三十年かかったという例をこの間私は申し上げた。ですから、草地造成をしたから直ちにこれが安定的な酪農ができるとはいへない。實際いへば、濃厚飼料をあんまり与え過ぎることは牛の寿命を半分ぐらいにしますし、不妊の牛をふやすだけなんです。やりたくないけれども、しかたがない。しかも、野菜をつくつていゝるわれわれの地帯でも、野菜はただになることはあり得るけれども、乳の場合ならばまさかたにやらぬといふことなんです。あんまりもうからぬけれども、ただになんない。だから、私はおそろしく所得倍増計画を農村に当てはめていゝたら、いまのあなたのおっしゃる五十万トンぐらい伸びていくのじゃなくて、もっと伸びるのだから、今度は格差は広がるだけだ、こういう推定をしていゝる。そうしますと、ますますもって長官、たいへんなことになるのです。それは専用船もひとつくらなければならぬ計画も一つある。このまま外国船を使つておたら、少なくとも貿易外収支の面で、これはまたえらい赤字が累積をしてくることになりまふ。ですから、これはどうです、私は長い時間をとりませんから、ひとつ根本的に農林省は農林省としてこれを検討してみませんか、いかがですか。

○政府委員(齋藤誠君) さきに申し上げましたように、たとえば輸入食糧

につきましても、政府間取りきめみたいなものにつきましても、食糧庁におきましてもある程度そういうことについて考慮する余地ができておる。台湾米のごときはそういうふうな扱いをいたしておるわけでありまして、邦船利用につきましても、どうも食糧庁といたしまして、そういうようなことの勧奨はたびたび商社なり船主協会と話し合ひを進めたこともありますが、穀物運搬のための適当な船舶なりあるいは配船の可能性なりというものとあわせて検討するべきものではないだろうか。私のほうにいたしましては、一定の入札に応じた価格を織り込みます場合に、ある程度やはり国際運賃を見て価格をきめる、その際、国際運賃でも十分邦船が利用できるものもあるわけでありまして、ところが、総体的に不利であるというやうなことで、十分船がそちらのほうに回ら得ないといふやうな事情にもあるやうなことを聞いておりますので、これはどうしても所管省と、われわれのほうにおきまして、さらに今後検討してまいりたいと、こう思つておるわけでありまふ。

○天田勝正君 いや、この問題は、しよせん通商當局にも来てもらひ、通産當局にも来てもらわなきや議論ができません。しかし、いま差し迫つて法案を上げるという間に間に合わないから、私みずからがどうも離靴搔痒の感がある。というのは、委員長、通商政務次官来ておられたのじゃないです

○委員長(新谷實三郎君) 運輸政務次官は来ていません。

○天田勝正君 それじゃ、注文をしてやめるほしかうがないと思ひます。が、確かに個々の例をとらえますと、邦船を使つたほうが高つく。よつて、あなたの方の買入食糧なり飼料なりが高くなると、こういうことはあり得ると思ひます。あり得るが、さきに私が指摘したように、それは円の問題。ですから、各省の意見がまとまり、政府の意見がまとまるならば、円は国内の問題ですから、いかうにでもなる。しかし、外貨は先方からよりよけい獲得するか節約するか、二つに一つしかないはず。ですから、ここに焦点を合はして、先ほど私が農林當局だけというのは、輸入飼料が日本農業を伸ばすためにやがて応でもふえてくるから、その点で申し上げたのですが、もし、いま御答弁のやうに、運輸當局とも話し合ひ、いろいろできるやうなことになれば、担当官でもひとつ事務的に打ち合はして、とにかく改進黨をとつていただきたい、これだけ申し上げておきます。答弁があれば、承つてやめにいたします。

○政府委員(齋藤誠君) 御意見はごもつともな点でございまして、十分われわれとして研究させていただきますと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) ほかにございませんか。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

○委員長(新谷實三郎君) 連記を始めてください。

午後四時五十九分休憩

午後六時十一分開会

○委員長(新谷實三郎君) ただいまから委員会を開会いたします。

この際、おはかりいたします。ただいま議題となっております十四件のうち、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるの件(九件)につきましては、質疑は尽くしたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、ただいまから順次討論採決に入ります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○柴谷要君 私は、日本社会党を代表いたしまして、上程されました第三法、所得税法の一部改正、法人税法の一部改正及び租税特別措置法の一部改正、各案に対して反対の討論を行なわんとするものであります。

まず最初に申し上げますことは、現在の税制のあり方を考えます場合、何よりも国民にとって税金が高過ぎる、その負担が公平を欠いているということとであります。私は以上の立場から、以下反対の理由を申し上げます。

第一に、本案は減税でなく、逆に増税案であるということとあります。国民の租税負担率は前年二一・七%から二二・二%へと急激に増大してあるのではありません。昭和三十六年税制調査会が答申いたしました、社会保障の点にも十分考慮を払い、諸外国の税制とも比較をし、各税目別に全部調べて総合的に判断いたしました場合、大体二〇%程度の負担率が妥当である、という結論を全く無視したものと云わなければなりません。この点につきましては、今国会におきましてわが党議員から再三追及いたしましたにもかかわらず、何ら納得のいく回答が与えられなかったのではありません。これに対し、諸外国に比べればまだまだ日本は高くないというに至っては、まことに財政担当者として遺憾と申すのであります。さらに、こうした結果をもたらした最大の原因は、前年度当初予算に比して六千八百二十六億円という前例のない自然増収を見込んでおることとあります。所得税だけでも二千億をこえておるのであります。このように自然増収が得られますことは、政府の政策よろしきを得て所得が増加したからではありません。物価上昇に伴う名目所得増加に伴う増税によってもたらされたものであります。しかも、これを可能ならしめるための徴税強化は、これを裏書きしておるのであります。

反対の第二は、所得税における課税

最低限があまりにも開き過ぎる。物価値上がりによる増税すら調整し得ないばかりか、生活費にまで食い込んで課税されておることとあります。しかも、給与所得控除の減税案すら削り、これを大資本減税に回しておるこの事実、今日所得納税者約千八百万人のうち給与所得者が九割近くを占めておる現状からいっても、適正を欠く措置と言わなければなりません。昨年の税制改正において約束された配偶者控除の引き上げにつきましても、相変わらず基礎控除との差を据え置いてあることとあります。これは妻の座を軽視し、男女平等を踏みにじるものと云わなければなりません。さらに、専従者控除の引き上げについても、青色、白色の区別をなくし、むしろ事業主、家族専従者等に対する自家労賃を経費として認めることこそ推進すべきでありましょう。

反対理由のその三は、政府の企業課税に対する方針は誤りであるということとあります。現在のわが国の法人の実効税率は、先進諸国のそれに比べまして、決して高い率ではありません。むしろ至れり尽くせりの保護措置によって、大企業ほど実質負担は低くなっているのが現実であります。しかも、このことには手を触れることなく、逆に一方では税制調査会の答申にすら盛り込まれていない各種の優遇措置をあえて行ない、大企業、中小企業間の負担の格差を拡大している結果となつておるのであります。

反対の第四の理由は、本改正案におきまして、これまでたびたびその整理改廃が論議されておりましたが、租税特別措置を無原則に拡大しているといふこととあります。その代表的なものは配当課税措置の拡大、証券配当分離課税などの一連の資本減税であります。このような不合理、不公平な特別措置は、大胆に廃止すべきであると思ふのであります。

本改正案にはまだまだたくさん問題点を有しておりますが、時間の関係で以上四点を申し上げ、本法律案に對します反対の討論を終わらんとするものであります。

○栗原祐幸君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となつております三案について賛成の意見を表明するものであります。

三案は、最近の国民負担の現状及び経済情勢の推移に順み、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減すること、資本の充実と設備の更新に資するとともに、中小企業の負担軽減をはかるため、企業課税の軽減を行なうほか、産業の国際競争力の強化など、所要の特別措置をあわせ講じ、平年度約一千三百三十億円の及ぶ大幅な減税を行なうものであり、これに相続税の四十億、地方税の八百億円の減税を加え、総選挙における国民への公約、二千億減税を実現したものであります。

しかも、歳入面における前年度剰余金の大幅減少という悪条件下にありながら、二千億の減税を行ない、なおかつ、歳出面における旺盛な財政需要をおおむねまかなう得たことは、政府の労を深く多とするものであります。さて、当委員会の審議の経過において、まず第一に租税負担率がやかましく論議せられたのであります。本来、国民所得に対する租税負担の軽重は、結果として出てきた負担率のみで

論すべきものではないと信じます。財政支出を通じて国民に還元される公共サービスとの関連など広範な視野に立って論議するべきものであり、欧米並みの福祉国家に接近するためには租税負担率はもう少し高くてもよいとする説すらあり、今日の国民所得の現状、旺盛なる財政需要の実情などを考慮すれば、租税負担率はむしろ低いほどいいことではあります。が、まあまあ適切であると言ふべきであります。

また、税制調査会の答申を尊重したいという論議もありましたが、特定の見地から論ずればいざ知らず、すなおに尊重していることは明らかであります。しかも、施策の全責任が政府にある限り、中立的な学識経験者の御意見の答申に高度の政策的なもの加味せられてこそ、真に国民の負担にこたえる政府の態度と言わなければならぬと信じます。

総論はこの程度にいたしまして、次に各法案に入ります。まず、まず所得税におきましては、国民生活の安定のため広く基礎控除、配偶者控除、扶養控除を引き上げるとともに、専従者控除及び給与所得控除等の改正を行なつております。この結果、夫婦及び子供三人の給与所得者の場合、所得税を課せられない限度は現在の約四十二万円から約四十八万円に引き上げられ、マーケット・バスケット方式による生計費を上回ることとなり、中小所得者の所得税の負担は相当の軽減をされております。

法人税におきましては、軽減税率の適用所得限度額及び同族会社の留保所

得課税の控除額の引き上げ、機械設備を中心とする固定資産の耐用年数の短縮により、開放経済への移行に備えて、中小企業の負担軽減と企業の経営基盤強化に著しい寄与があるものと信ずるものであります。

次に、租税特別措置法であります。が、租税特別措置法については、負担公平の原則や租税の中立性を阻害するとの一面的な考え方もありますが、税制の目的も他の経済政策のそれと同じく、経済の成長を促進して国民の福祉向上に資することである点を考えます。ならば、公平であると同時に、経済を進展させて国民全体の所得をふやすことを考えなければならぬと思ひます。特に現下の開放経済体制移行下においては、国内資本の充実、企業の国際競争力の強化は緊急中の緊急事であると信じます。かかる観点に立つとき、ガット規定との関係で本年三月に廃止される輸出所得控除にかわる諸制度の創設等は、国民各位の協力と相まって、従来の輸出振興税制にかわり得るだけの効果を発揮するばかりでなく、輸出不振による企業倒産を阻止し得る一助ともなると確信するものであります。その他、企業の資本充実と資本市場の育成のための諸措置、国産技術水準の向上をはかるための科学技術の振興措置等、いずれも時宜に適切な有効な措置であると考えらるものであります。

以上簡単に理由を申し述べましたが、これを要するに、三法案については、個々には問題の存するもの、改善を要するものもあつたが、總体的、大局的に見た場合には、開放経済に移行しつつ近代福祉国家建設途上の

諸需要を満たしながら、民生安定に寄与し得る妥当な法案と信ずるものであります。

ここに、当委員会における大蔵大臣の前向きの所信に期待いたしまして、賛成の思を表し、この討論を終わるものであります。(拍手)

○渋谷邦彦君 私、公明会を代表して、ただいま議題となつております所得税法、法人税法、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行なうものであります。

国民生活の安定について国民が心から要望してやまない基本的な問題の一つは、いかにすれば税金に苦しめないかということであり、低所得層に於いても、中小企業に於いても、これは切実な問題として常に論議の焦点になるところから、これが事実として証明されていこうと思ふものであります。ことに、低所得層の多いわが国においては、大衆の福祉を確保する意味においても、税負担率の軽減は最も待ち望まれるところであります。

開放経済移行に伴い、自由化による国際競争はますます激化してくることが予想され、今後の経済動向、とりわけ国際競争力を持たない中小企業のあり方は全く予断を許さない事態に至つていと言へます。加えて、預金準備率の引き上げ、あるいは公定歩合の引き上げなどによる金融引き締めは、さらに大きな波紋を投げ、それら企業の経営上の見通しについても深刻な困難が待ち受けているであらうと推測されるのであります。また、大企業に比して金融的にも税制についても何ら恩恵を受けない中小企業は、税金でも苦しまねばならないという実情であ

ります。

租税特別措置法にしても、その適用を受ける企業はむしろ整理されるべき段階にあるにもかかわらず、増大の傾向を見せ、大企業偏重のおそれなきにしもあらずという感を深くするものであります。課税の公平という原則から、特にわが国経済の支柱ともいふべき中小企業に對し、もっとあたたかい政治的配慮がなされることの重要性を痛感するものであり、抜本的改革が最も望まれるところであります。

しかるに、今回の改正案は、税制調査会の意向も尊重されるところとならず、その上、国民の満足を得る内容でなかったことは、まことに遺憾とするところであります。すみやかに国民の期待にこたへ得る改正の必要を強く主張して、反対の討論を終わるものであります。

○天田勝正君 私ども民社党は、この租税三法案に反対をいたします。その理由を明らかにいたしたいと存じます。

すでに各党から、一部を除き、賛成、反対意見が展開されましたから、きわめて簡単に申し述べたいと思ひます。これに賛成する方たちは、言うなれば、大綱において減税であり、部分的に問題があるにしても、まず常識的な減税案ではなからうかということに尽きようであります。しかし、その大綱とは何であるか。それは妥協なる線とは、何としても、必ずしも税制調査会案が一〇〇%完全無欠ではないにいたしまして、研究の結果でありますから、これがやはり準拠されるべきものだらうと存じます。そこで今日のわが国の租税負担率はやはり二〇%程度と

示されておるのでありますが、それをこえた負担率は、何としても、いさゝか過重であると言わなければならないと存じます。

そして部分的な問題とするならば、何にも増して生活費に課税しては相ならないというのが今日の常識であるし、かつはまた徴税の原則でなければなりません。したがって、いま減税を行なうならば、何としても企業減税よりも所得減税を優先しなければならぬことは、ここにおける質疑を通じても明らかであります。しかるに、税制調査会案と政府案との違いの一番大きな部分は、何と云つてもこの課税最低限を引き上げられべき根拠と、さらにそれを引き上げられべき財政措置が可能であるにもかかわらず、これを政府案によつて押えたという点にあるのであります。

これにすりかえて、税制調査会案と特に租税特別措置法の関係におきましては、十四も進った新たな減税がなされておるのでございしますが、そのうち配当の課税措置であるとか、証券投資信託収益分配金に対する特別措置であるとか、こうしたものはむしろもつと一般給与所得者の減税が完べきになつた後になさるべき措置でありまして、これらは租税特別措置法について、一部を除いて、結局大企業に奉仕をする減税案と言わなければならないと存じます。もちろん、租税特別措置法全部がけしからぬ項目ばかりではございせんけれども、しかし、いずれにしても、こうした措置は相なるべくならば規制を厳重にしなければならぬところが、今回の措置によつてむしろこれが反対にゆるやかになつたという

ことは事実でありまして、これらの点からいたしまして、わが党は租税三案に反対いたしますものであります。

○鈴木市蔵君 私は、日本共産党を代表して、所得税法、法人税法及び租税特別措置法の一部改正法案に反対をします。

反対の理由の第一は、今回の所得税法の改正案は、本質において減税とは偽りであり、實際上の増税であり、全くごまかしの産物であるということであり、政府は、基礎、配偶者、扶養並びに給与所得控除の額をわずかに引き上げることによつて、勤労者の所得税がたかたか大幅に減税をされたかのように宣伝をしておりますが、勤労者の実際の生活は高物価のためその内容が著しく低下しており、生産費に大きく食い込んで税金を取られているのが実態であります。全納税人口の八〇%をこえる勤労者の税金が不当に重いことは、だれの目にも明らかであります。真に勤労者の所得税を軽減するためには、いわゆる課税最低限を大幅に引き上げるべきであります。しかるに、政府は、勤労所得税に対する広範な勤労人民の減税要求には一切耳をかさないばかりか、内輪に見積つた内閣税制調査会の答申さえ値切つて、四〇万円までは二〇%、四十万円超一〇%、最高十四万円の控除にとめてしまつたのであります。こうして所得税減税の答申から九十四億圓もむしろ取つて、この財源をまるまる一部の高額配当所得者の減税に振り向けるといふ処置をあえて行つたのであります。全く血も涙もない無慈悲残酷な措置と言わねばなりません。

政府の言う課税最低限には、今日何

らの科学的根拠もありません。すでに何回も質疑の中で明らかにしてきたように、マーケティング・バスケット方式とエンゲル係数を駆使してでっち上げた基準生計費なるものは、税収奪のための反動的なごまかしの理論にしかすぎません。われわれはあくまでも、課税最低限は労働力の再生産に必要な経費でなければならず、それは社会的通念としてすでに確認され、かつ憲法が認めている文化的にして健康な生活を営む権利を保障するに足る必要な経費でなければならぬものと主張します。現在、その一根據をなすものは、言うまでもなく全国一律最低賃金制の確立でなければなりません。

また、政府は、中小企業者の税負担を軽減すると言っておりますが、これもきわめて欺瞞に満ちたものであります。いわゆる開放経済体制への移行を理由に、企業の集中合併、合理化の政策が全面的に進められている中で、中小企業は政府の政策と内外独占資本の圧力で倒産が相次ぎ、新たな困難に直面しているのであります。中小企業者に対する今回の減税措置は、このような状態にあえぐ中小企業者にとっては何の役にも立たないことは明白であります。この減税措置と称するものは、池田内閣のいわゆる中小企業近代化政策の一翼であり、決して中小企業の独自の発展を保障するものとはなり得ないのみか、逆に合理化を早め、取りつづしへの道を早めるだけであります。

魚一匹漏らさず税金を取り立てようとするどんな欲な収奪政策を露骨に示すものであります。

すでに衆知のように、池田内閣は民主的、自主的な団体である勤労者音楽協会、労働者演劇協会、また零細商工業者の団体、その他の大衆団体に理不尽な課税をし、あまつさえこれらに対して不当な弾圧を加えています。これらの事実は現内閣の過酷な大衆収奪の税政策の本質を暴露しているものであり、それは今回の改正案によって一そう露骨に示されています。われわれは、このような民主的諸団体に対する不当課税と弾圧を直ちにやめることを要求するものであります。

反対の理由の第二は、租税特別措置についてであります。租税特別措置は年々拡大し、新設して、国税、地方税を合わせて三千二百億円という膨大な大減税をもって独占資本に奉仕し、既得権化していることであります。中でも支払い配当課税の軽減と、証券投資信託の収益配分の分離課税新設の措置は、悪税中の最たるものであり、税負担の公平の原則をじゅうりんし、あえて社会的正義を拡大しているのであります。このことは独占への資金の集中、証券市場の育成のために勤労者階級及び少額所得者の犠牲において行なわれるものであり、ここに今回の税制改正の基本的な特徴を見ることができ、そして今回のこの処置を突破口として、すべての配当にこのような処置を及ぼそうとする意図のあらわれであり、明らかに独占資本本位の露骨きわまる政略的な減税というべきであります。われわれは、以上のような租税特別

措置法を撤廃し、反対に膨大な利潤をあげている大資本家、大金持ちからは累進課税によってもっと多くの税金を取り立てるべきであると主張します。同時に、勤労人民に対する過酷きわまる税制としての源泉課税をやめ、真の自主申告納税制を確立するとともに、真の最低賃金制を確立することと相まって課税最低限の大幅引き上げを行なうことが、所得税減税の基礎であり、税制民主化の大前提であることを主張します。それはまた、すべての勤労人民の真実の要求でもあります。しかるに、今回の租税三法改正はこの方向とは全く反対であり、池田内閣は税制をそれ自体を米日独占資本本位の財政、金融、経済政策に完全に従属させようとして示したことに三法案の反動的特徴があります。

以上の理由によって、日本共産党はこの三法案に反対であります。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより順次採決を行ないます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。相続税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようであり、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。物品税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鈴木市藏君 私、日本共産党を代表して、日本開発銀行法の一部を改正

土地造成は、一体、今日までだれの利益に奉仕してきたものでしょうか。それはほとんど独占資本と大企業の進出を誘致し、そして地方自治体の財政的な圧迫を来たしてきたのであります。そのことは大阪のドイフチュ・バンクの事実、千葉県の財政逼迫の事実を見ても明らかであります。

今回のそれは、日本開銀が民間の株式会社に融資を行なつて、協調融資という形で、さらに造成事業を推し進めようとするものでありますが、土地造成はこのことによつて一そう投機的な事業となり、融資もまた投機的な性格を持たざるを得ません。地方開発、国土開発という名のもとで、開発公庫的な方向に道を開き、今回の融資はそうした方向をはつきりと意圖したところの政策的な融資であると考えます。よつて、反対であります。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○委員長（新谷寅三郎君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。  
日本開發銀行法の一部を改正する法律  
案を問題に供します。本案に賛成の方  
の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認め  
ます。よつて、本案は多数をもつて原  
案どおり可決すべきものと決定いたし  
ました。

にしてお述べを願います。  
なお、修正意見のある方は、討論中  
にお述べを願います。

○野々山一三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行なうものであります。

この改正の中で、特に、予算の定めるところに従って自動的に公庫の資本金が増資をせられるという点について、私どもはこの点を重視し、反対をするものであります。したがって、その観点から次のとおり修正案の提案をいたすのであります。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案  
北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条に二項を加える改正規定を次のように改める。

この修正案を提案する趣旨について申し上げたいのでありますが、その一つは、国会における審議権を本法の改正によつて縮小することであり

ます。その結果は、議会が、公庫の運営及び国民の意思を十分に反映して適切な運営をはかるようにすべきであるという、国民の意思が十分に受け入れられないことになってしまふという点が第一の理由であります。

その第二は、予算の審議にあたつ

ような理由は、その予算審議にあたつて解消されるはずであるという意見があるのですが、実情、現在の予

算の審議の状況を見えますと、御案内のように、一カ月にわたりまして審議が行なわれるのでありますけれども、かりに具体的に大蔵省所管の予算案の審議そのものを見えますと、細

部にわたって審議する時間というものはおよそ半日ないし一日でありました。大蔵省の関係機関の全予算内容を十分に審査することはおよそこの半日ないし一日の予算審議にあたって期待することはできないのであります。予算案の審議にあたって、十分に公庫の運営やあるいは国民の意思を反映して適

正な運営をはかることにすればいいのではないかという意見は、およそそれをいれることはできない。

そういう二つの理由からいいたしまして、私どもはこの修正案を提案し、本

案に反対の意思を表明する次第であります。

○天田勝正君 わが民社党は、北海道

東北開拓公庫法の一部を改正する法律案につきまして、ただいま野々山君から提出されました修正案に賛成をし、政府原案に反対をいたすものでございます。

この改正と同趣旨の輸出入銀行法の改正が先般提案されましたが、その際にわが党は政府原案に賛成をいたしました。それは事柄が輸出入銀行法であり、対外関係からいたしまして、若千でもスピードデーにものごとが速ぶという趣旨から賛成したのであります。

点につきましては、私どもは根本から反対でございます。したがって、先般も、かような改正案を今後提出せ

ざるように、政府にも申し入れを行なったのであります。

なお、すでに決議でも明らからでありまするように、予算委員会の分科会等においてこうした問題が審議されたこ

とは、かつて一度もないのでございます。ただ、全体の予算の中で、その予算の数字という点にだけ触れたことがあるだけであります。このことは、政府の答弁によって明らかであります。かように相なりませれば、ますますもって、政府は恣意に政治的な意図あるいは党略的にも、この資本の増額

等が使い得るという結果に相なるのでありまして、私どもはあくまで、これはもとどおり、そのつど、資本の増加に伴って本委員会で審議ができるように、そしてさらに、予算の面におきま

しては、予算委員会においてもこれが審議がせられるように望むのであります。

よつて、冒頭に申し述べましたよう  
に、野々山君提出の修正案に賛成し、  
原案に反対をいたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御発言  
もないようですから、討論は終局した

ものと認めて御異議ございませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり」  
 ○委員長（新谷實三郎君） 御異議ないと認めます。  
 それでは、これより採決に入りま  
 ず、討論中に、述べられました野々

○委員長（新谷寅三郎君） 少数と認めます。よつて、野々山君提出の修正案は否決されました。

次に、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、「地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税關支署及び税務署の設置に關し承認を求むるの件」について討論に入ります。御意見のある

方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鈴木市藏君 私は、日本共産党を代表して、本件を承認することに反対をいたします。

本件は、一見簡単のように見えますが、事實は決してそうではございません。提案の理由には、「納税者の利

便と税務行政の円滑な運営を図る」と説明しておりますが、これは全く正しくありません。徴税機構の強化ということは、つまり税収奪の強化にほかならないからであります。本来税金は納

めるものであるならば、税務署などというものは少ないに越したことはない。なければないに越したことはない。のであります。ところが、現状は税金をむしり取ることになっているからこそ、このような措置が必要になってくるのであります。

ことは、これは労働強化を当然の前提としてゐる証拠であります。

本件を承認できないことは当然であると言わなければなりません。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御意見もないようですから、討議は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

「地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるの件」を問題に供します。本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもって原案どおり承認すべきものと決しました。

ただいままでに議決いたしました九件の議案について、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は明日午前十時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十一分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための

付託は二月六日)

一、自動車検査登録特別会計法案(予備審査のための付託は二月十八日)

一、国立学校特別会計法案(予備審査のための付託は二月二十六日)